



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



室蘭工業大学研究報告. 文科編 第34号 全1冊

メタデータ	言語: eng 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2794

(ISSN 0580-2407)

室蘭工業大学
研 究 報 告

文 科 編

第 三 十 四 号

昭和五十九年十一月

MEMOIRS
OF
THE MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

Cultural Science

NO. 34
NOV., 1984

MURORAN HOKKAIDO

JAPAN

Editing Committee

H. Kobayashi	President	<i>Chairman of the Committee</i>
K. Origasa	Prof.	<i>Electrical Engineering</i>
H. Kanoh	Prof.	<i>Industrial Chemistry</i>
T. Satoh	Prof.	<i>Mineral Resources Engineering</i>
N. Nitta	Prof.	<i>Civil Engineering</i>
S. Hoshino	Prof.	<i>Mechanical Engineering</i>
Y. Tanaka	Prof.	<i>Metallurgical Engineering</i>
H. Watanabe	Prof.	<i>Chemical Engineering</i>
Y. Hanaoka	Prof.	<i>Industrial Mechanical Engineering</i>
K. Izumi	Prof.	<i>Architecture and Building Engineering</i>
H. Tazawa	Prof.	<i>Electronic Engineering</i>
H. Fujiwara	Prof.	<i>Applied Material Science</i>
H. Sakanishi	Prof.	<i>Literature</i>
A. Matsumoto	Asst. Prof.	<i>Science</i>
Y. Ueda	Asst. Prof.	<i>Electrical Engineering (Evening Session)</i>
M. Murozumi	Prof.	<i>Chief Librarian</i>

All communications regarding the memoirs should be addressed to the chairman of the committee.

These publications are issued at irregular intervals. They consist of two parts, Science and Engineering and Cultural Science.

室蘭工業大学研究報告 第 34 号

文 科 編

目 次

NPに先行するNPの属格形と単純形の 分布について……………東 毅	1
対話における談話法的省略の構造について……………松 名 隆	33
直喩文の構造と機能……………橋 本 邦 彦	65
民衆文芸を考えるための基準と民衆文芸の 概念について……………坂 西 八 郎	89
学術研究発表集録 (昭58. 4. 1 ~59. 3. 31) ……………	107



NPに先行するNPの属格形と 単純形の分布について

東 毅

An Inquiry into the Distribution of *genitive/simple* Form of NP Preceding Another NP

Takeshi HIGASHI

Abstract

We often see an expression which uses a *simple* form of an NP instead of using a *genitive* form before another NP. We normally expect a *genitive* form in the place before an NP; nevertheless, we have very many examples of a simple form NP there. In this paper, I make inquiries as to which form a preceding NP has a tendency to take in accordance with the kind of a preceding NP and, next, I do the same in accordance with the kind of an NP as a headword. The used materials are 758 *genitive* form NP's and 2666 *simple* form NP's I have collected from mainly newspapers published in the U. S. recently.

1. 新聞や雑誌を読んでいると headword としての NP に NP の属格ではなく、単純な形の NP が先行している例を頻繁に見かける。属格形が先行する例も勿論みかけるが、単純形の例にくらべると非常に少数であるように思われる。この傾向は特に新聞等の英語に顕著であると言われており、of -phrase により表現されるのが普通ではないかと思われる場合でさえ単純形の NP が先行する表現になっていることもあるように思われる。本稿では、最近の米国の新聞や雑誌から集めた「NP+NP」の例をもとに、その分布上

の実態を調べてみる。そして、先行名詞はどんな場合に属格形をとり、また、どんな場合に単純形をとるかについて、何らかの傾向が見られるのであれば、その傾向をさぐってみたい。

2. 筆者が用例を集取するのに用いた材料は、Austin American Statesman, Daily Texan と雑誌 U. S. News & World Report である。Austin American Statesman は米国 Texas 州 Austin 市で発行されている新聞であり、Daily Texan は Texas 大学 Austin 校の学生新聞である。U. S. News & World Report は誌題が示す通り、米国内外の政治、経済、社会その他のニュース記事を中心にした雑誌であるが、用いたのは 1 冊だけである。新聞が中心なので文体についてはかたよりがあると言わねばならないかも知れない。しかし、内容の点では、単に政治、経済関係のニュースばかりでなく、料理、スポーツ、服飾、論説、読者の投書、人生問題や医療問題その他についての質疑応答も含まれており、地方新聞ゆえに地域の生活に密着した話題も多く、日常生活の幅広い面の話題がとりあげられている。用例集取に際しては、次の点に留意した。

- ①見出しや広告を除いた部分から該当例を残らず集取した。
- ②品詞判別には、研究社の大英和辞典（第 5 版）を参考にし、元来名詞であつても *attrib. adj.* と記されていてそれが適用されると思われる場合は除いた。
- ③例えば、the number of microscope specimen slides のような例では、microscope specimen+slides と microscope+specimen slides のように 2 例とした。
- ④先行 NP がハイフンで結合された語群であつて、ハイフンをつけたまま、或いは、ハイフンを除くとそのままで独立した NP としての機能を果し得るものは採りあげることにしたが、ハイフンで結合されなければ決して NP に先行できないような例は除外した。勿論、結合された語群が *adj.* として辞書に記載されているものは除いた。即ち、次の如きは除

外した。a 378-page amendment, the prisoner-of-war exchange

⑤長さ、重さ、金銭等の単位で数字とハイフンで結合された表現も除いた。

(例 the 235-pound forward, a 9-million-dollar suit, a 15-day course)

また、a \$3,500 walnut bed では dollar が\$によって示されているが、このような例も除外した。

⑥ American Football Association とか、その略の AFA は単 1 の NP としてとりあげた。但し、これらが他の NP に先行した場合にそうしたのであって、Football Association は別な 1 例としてとりあげた。

以上のような点に留意して、該当例は全部集めた積りである。集取例の総数は、属格形が先行する例 758 例、単純形が先行する例が 2,666 例である。

3. Grammar of Contemporary English (以下 GCE) は、属格形をとって他の名詞に先行させることのできる名詞には次のような種類があると述べている (4.98)。

- (a) personal names (b) personal nouns (c) collective nouns
- (d) higher animals (e) geographical names
- (f) locative nouns (g) temporal nouns
- (h) nouns of 'special interest to human activity'

筆者の集めた例を、先行 NP が属格形の場合も単純形の場合も、この分類にはほぼ従って分類してその数を示すと第 1 表のようになる。ここで、“ほぼ従って”と述べたのは、(c)には組織や集団を示す名称など集合的な意味をもつと思われる例はすべて含め、(d)には higher ではないと思われる animals も含め、そして、(a)~(g)のいずれにも含められないと思われる NP はすべて (h)に分類したからである。

第 1 表

	a	b	c	d	e	f	g	h	計
属格形	168(22.2%)	187(24.7%)	127(16.8%)	3(0.4%)	115(15.2%)	56(7.4%)	48(6.3%)	54(7.1%)	758
単純形	71(2.7%)	135(5.1%)	289(10.8%)	16(0.6%)	273(10.2%)	262(9.8%)	39(1.5%)	1581(59.3%)	2666

属格形の場合、(a) 22.2%, (b) 24.7%のように人に関係する NP の率が高く、属格形全体の約 47%を占めているのに対し、単純形の場合、(a) 2.7%, (b) 5.1%, あわせて単純形全体の 7.8%で、属格形の率にくらべて非常に低率である。また、(a)と(b)をひとまとめにしてとりあげた場合、属格形が 355 例、単純形が 207 例で属格形が、単純形と属格形を合わせた 562 例中の 63%を占め、属格形をとる場合の方が優勢である。この結果は、人や人名を示す名詞が属格形をとり得る典型のように述べられる事実に合致している。一方、(h)には普通の phrase で表現されてもよさそうな名詞が多数含まれている。属格形の例が 54 しかなく率も低いのは当然かも知れない。しかし、単純形の 1,581例は他のどの欄の例数をもはるかにしのぐ圧倒的多数である。単純形全体の 59.3%も占めているのである。これらの中には、全く同一の表現も多数含まれているので、同一表現は 1 例と数えて表の単純形の方の部分を作りなおして示してみる。

第 2 表

a	b	c	d	e	f	g	h	計
57(2.6%)	115(5.3%)	227(10.5%)	16(0.6%)	236(10.9%)	216(10.0%)	33(1.5%)	1265(58.5%)	2165

第 1 表の単純形の場合と各項の率は大体同じで余り変化はない。結局、普通属格形をとらずに of phrase のような前置句によって表現されそうな名詞が、単純形で他の NP に先行して用いられる場合が非常に多いのである。(h) 以外でも、(d), (e), (f)は属格形より単純形の方が多い。属格形が普通と思われる(a), (b)に於てさえ単純形の例は相当多数ある。そこで、表の項ごとに、単純形の例と属格形の例を比較しながら、いずれかの形をとるに際し見るべき点があるかどうか検討してみたい。

4. (a)について

administration(12 例)が headword であるときは、先行 NP は人名であってもすべて単純形で属格形はみられなかった。

Much of this growth has occurred under the Reagan administration.

(U. S. News)

(b)について

- i) 属格形の student's は 10 例中 7 例は Student's Association で Daily Texan のものである。残り 3 例は AAS からのもので student's definition, student's life, student's awareness である。一方、単純形の student は 28 例あるが、これに後続する NP は次のようなものである。
center, contract, fees, government, grant, loan, program, proposal, right, use, member, official, senate, lobbyist, body, politics
属格形につづく名詞が 4 種であるのに対して、単純形につづく名詞は 16 種あり多様である。
- ii) taxpayer's は 4 例ある。taxpayer's expense (2), money (2)。単純形は taxpayer money, union, protest, pocket で、少数ながら、単純形の方が多種の名詞と結合している。
- iii) consumer については、属格形は consumer's goodwill, guide の 2 例だけであるが、単純形は consumer goods (2), loan, guide, installment, spending, wants と矢張り多種の名詞と結合している。
- iv) child(ren) は、属格形では shoes, life, hospital (2), ears, college education, clothing, play appliance のように多種の名詞に先行しているが、単純形のあとには abuse, care, psychiatrist, claimant がみられただけである。また、mother, father のような家族関係を示す語は属格形の方が多数みられた (28/7)。
- v) lame duck の属格形の例はなかった。単純形が 5 例あった。
lame duck controversy, session (2), governor (2)
- vi) employe, employer は単純形が 6 例あっただけで属格形はなかった。
employers association, employe lawsuit (2), access, morale, employer and employe tax
- vii) 属格形は数多くみられるのに単純形は殆どみられなかったものに次のような NP があつた。

doctor's, surgery's, dentist's, attorney's, attorney general's, people's, somebody's, person's, maid's, man's, woman's, lady's, driver's, president's

(c)について

i) 属格形, 単純形両方をもつ NP が多い。それらの中で特に目立ったものを挙げてみる。

・単純形のみもつ NP

league(17), association (8)

夫々につづく名詞の種類

league: circuit, club, delegation, franchise (5), member (2), owner, pantry, player, program, team (3)

association: constitution (2), government, president (3), team, title

・単純形の方が多数のもの

government (26/4)

単純形につづく名詞の種類

agency (5), center, election, intervention, largess, minister, officer (3), official (2), paycheck, perk, policy, position, protection, regulation, scheme, security, shuffle, victory, worker

属格形につづく名詞の種類

offer, position, program, stock

committee (10/2)

単純形につづく名詞の種類

chairman (5), meeting, member, room, source, work

属格形につづく名詞の種類

member, (defense) panel

company (10/2)

単純形につづく名詞の種類

elevator, executive (2), handbook, institute, literature, official, proposal, rule, spokesman

属格形につづく名詞の種類

obligation, offering

council(4/1)

単純形につづく名詞の種類

chamber, decision, election, report

属格形につづく名詞の種類

vote

- ・属格形の方が数多くみられたもの

congress(1/7)

単純形につづく名詞の種類

member

属格形につづく名詞の種類

approval, figure, idea, initiative, insistence, months, process

- ・属格形のみ見られたもの

agency (5), band (2), nation (25), team (3)

agency'sにつづく NP

Employment and Training Administration, decision, force, responsibility, strengths and weaknesses

band'sにつづく NP

clockwork rhythm, lead guitarist

nation'sにつづく NP

advertiser, capital, toychain, city (2), intelligence community, effort, food, government, governor, highway, No. 1 killer, landmark, problem, producer, scientist, strategy, winning streak, civil suit, supply, system, trucker, uranium, view, youth

team'sにつづく NP

credit, game, motive

ここでは、特に nation が注目される。

- ii) スポーツチームの名前だけで、そのチームを指している場合がある。以下に示すように、単純形と属格形は同数である (12/12)。

Braves(単 1/属 0), Brewers(単 1/属 0), Bulls(単 1/属 1), Cardinals(単 1/属 1), Celtics(単 2/属 1), Cougars(単 0/属 1), Golds(単 1/属 0), Knicks(単 1/属 1), Longhorns(単 1/属 1), Orioles(単 0/属 2), Rangers(単 1/属 0), Reds(単 0/属 1), Suns(単 1/属 2), Yankees(単 1/属 1)

- iii) 組織を示す略号では、単純形 31 例に対し、属格形は 6 例で、単純形が多く使用される傾向がみられる。カッコ内の最初の数字が単純形、あとが属格形の数をあらわす。

CIA(2/1), NATO(0/1), OPEC(2/1), USFL(6/1), CCNV(0/1), TWA(0/1), GOP(3/0), EMS(2/0), FBI(1/0), IBM(1/0), EPA(1/0), PGA(1/0), PAC(2/0), AFA(6/0), SWC(1/0), KGB(1/0), NBA(1/0), NCAA(1/0)

これらの中で、Association と Agency の略 A で終る 13 例 (TWA の A は Airline) 中 CIA に属格形が 1 例であるだけであとはすべて単純形である。League の略 L をもつ USFL は単純形 6, 属格形 1 である。これらも注目される。

- iv) 上院や下院を意味する the Senate (16), the House (7), 両方を接続詞で結んだ表現(5)はすべて単純形である。1 例ずつ例を示す。例文の下線は筆者による。

Although permissible until now under House rules and still allowed under Senate rules, the practice of charging taxpayers for temporary hometown lodging is shunned by many lawmakers. (US News)
Senate and House Democrats will make me effort to shoot down the \$26 billion plan before it takes off. (AAS)

- v) police は 16 例あるがすべて単純形である。後続の名詞を次に示す。
 agent, brutality, bullet, car (2), chief (2), convention, department (2), officer (5), report

(d)について

属格形の例は以下に示す3例である。

hen's eggs, a sow's ear, a spider's web

単純形の例は以下に示す16例である。

armadillo costume, buzzard bait, centipede costume, chicken production, dog food, dog and pony show, Exocet missile, flea collar, mule wagon, poultry consumption, Rossignol company, silver fox

beret, silver fox capelet (2), shad roe, turkey industry

属格形の例では、headwordの名詞は夫々の動物の一部分と言えるほど動物と密接に結びついている。単純形では同様な結びつきは shad roe (ニシン類の魚の卵) に見られるだけである。flea collar (ノミとり粉の入った首輪) のように flea と collar の意味を考えただけでは何のことを言っているのかわからないようなものもある。Exocet missile と Rossignol company では、missile と company の名前として外国語の動物名を用いている。

(e)について

U. S. が 78 例, the United States が 4 例あったがすべて単純形であった。その他の国名をあらわす名詞は全部属格形で用いられていた。州や都市その他の地名は、単純形 191 例, 属格形 57 例で単純形が用いられる傾向がみられた。これらの例を示すのは省略する。

(f)について

- ・単純形だけの語には次のようなものがあつた。各該当例のあとに、後続する NP の種類と数を示す。

bank (8): account (5), company, official, regulator

college (7): athlete, degree, draft, education, shirt, student, year

court (7): action (3), jury, order, settlement, system

highway (5): death (2), fund, system (2),

hotel (10): bill (4), cost, developer, expense, room (3)

jail (5) : sentence (4), term

office(14) : account (6), area, building (4), figure, machinery, suite

plant (5): contract, equipment, site, technician, worker

ring (5): equipment (2), official, pad, padding

road (9): condition, manager, project, race (3), revenue, system, use

store (7): chain (3), fortune, manager, owner, security

university(13): attorney, center (5), co-op, council, expansion, fund, pathologist, student (2),

- ・単純形と属格形の両方をもつものに次のような NP があった。各該当例のあとに、夫々の形に後続する NP の種類と数を示す。

center : 単純形(2) manager (2)

属格形(1) agreement

city : 単純形(20) budget (2), Coliseum, council (4), dweller, family, negligence, official (4), ordinance, plan, police, service, station, street

属格形(7) attempt, budget, credit, football team, hand, Museum, World Football League team

district : 単純形(5) affair, attorney, court, judge (2)

属格形(2) board, need

Supreme Court : 単純形(5) club, decision, justice (2), rule

属格形(1) action

UT : 単純形(6) campus, celebration, member, office, officer, professor

(University of Texas swimmer, University of Utah center のような大学名を略していない例もあった)

属格形(1) pseudo-plush PAC (PAC=Political Action Committee)

town : 単純形(1) official

属格形(3) absence, budget (2)

- ・属格形だけをとる語はない。country, state, world 等の語が単純形で NP に先行する例は多く見られたが、先にも断ったように辞書の *attrib. adj.* という記載に該当すると受取れるのでとりあげなかったからであ

る。

(g)について

第1表からわかる通り、属格形の例も単純形の例も余り多くないが、例数を比べると属格形の方が少し多い。例を比較した際に注目された点を挙げてみる。

- i) 単純形には March 2 election のように名詞の前に月日が先行する例が数例みられたが、属格形ではこのような例はみられなかった。
- ii) 「曜日+night」の場合、先行する曜日はすべて単純形であった。因みに、night に election が先行する例が2例みられたが election は単純形であった。例を挙げるのは略する。

(h)について

GCE の Special Interest to Human Activity の名詞には、(a)~(g)以外のどんな語でも該当すると考えるのには問題があるかも知れない。しかし、筆者は、先にも述べたように(a)~(g)に分類した残りのNPをすべてこの項に入れたのであるが、それらのNPをみているとどれもすべて Human Activity と何らかの点で結びついているように思われるのである。第1表に示された通り、属格形をとっている例数は非常に少数で単純形は並はずれて多数である。

- i) これほど単純形の例数が多いにもかかわらず、この中には1例も含まれておらず属格形のみで用いられている注目すべき名詞がある。1~2例しかもたぬものはとりあげないことにする。それらは、magazin's (4例)、God's (4例) と program's (4例) である。夫々の例を示す。

magazine's

the magazine's domestic bureaus, the magazine's weight, Time Magazine's White House Correspondent, the magazine's correspondents

God's

God's way of giving me a second chance, God's Tear, God's pencils

(2)

program's

the program's overall budget, the employment program's projected \$2 billion debt, the state program's total funds, the program's volunteers

- ii) また, dollar's が 8 例, franc's が 1 例あったが, これらには strength (3 例), worth (3 例), value (3 例) が後続している。単純形の dollar もみられるが, ここにあげたような名詞に先行する例はなかった。これも注目すべきであろう。それらの例の一部を示す。

in our 229 billion dollar's worth of tax breaks, another cut in the franc's value, much of the gain in the dollar's value this year, one of the most noticeable effects of the dollar's strength

- iii) 単純形の例がこれほど多数であるから, 単純形の例は多数もちながら属格形の例を全くもたないか, 1~2 例しかもたない NP も数多くある。先行名詞を類似点をもつ NP ごとにまとめて以下に例を示す。

・物質

asbestos fiber ; bamboo frame armadillo ; calcium : ions, blocker (2) ; carbon monoxidic ; cloth coat ; coal : tar, production, mine ; crude price ; down coat ; energy : commission, crisis, efficiency, fund (2), stock (2) ; fuel : charge, heater, tax (2) ; gabardine version, gas : bubble, chamber, line, pipeline, producer, tax (3) ; gasoline tax (3) ; granite hill ; grass skirt ; jewelry : design, designer, price, work ; lava : flow, sample (2) ; metal object ; nylon fabric ; oil : platform, producer, revenue, share, source ; oil and gas : property, revenue, well ; oil or gas stock ; paint sprayer ; pine needle basket ; polybrominated biphenyl contamination ; potassium-salt solution ; propane : gas, smell, tank ; radon gas ; stucco mansion ; tissue paper ; uranium : industry, mine (4), miner (3), ore ; wax paper

・野菜・果物・食品類

apple : juice, mixture, picker, slice ; bean : dip, sprout (2) ; beef stock ; beer : can (2), distributor, recipe ; bread : crum, supply ; cabbage

family ; celery rib ; cheese : filling, mixture, thin ; chili : dip, pepper, powder, salsa ; cola drink ; cookie : cutter, sheet (3) ; cranberry : filling, juice, mixture (4), puree, recipe, sauce (3) ; corn relish ; egg : salad, slice, white (2), yolk (2) ; eggshell fragment ; flour bag ; food : dye, grain, mill (3), pantry, processor (3), rations ; fruit : pie, pulp, tarte ; grain : elevator, stock ; hamburger patty ; lemon juice ; liquor and beer industry ; marjoram leaves, meat : cake, loaf (4), shop, shortage, strip ; oatmeal cookie ; peach slice ; peanut brittle ; persimmon : mixture, puree, pulp (3), country ; pickle chip, pie : crust, pan (2), shell (5) ; pineapple : cannery, chunk, juice ; pumpkin : bread, candy ; rice : field, paddy ; rum mix ; salad : bowl, oil ; sandwich bread ; soup : bowl, newsletter ; shell fragment ; spinach leaves ; spinach or lettuce leaves ; tarte : pan, shell (2) ; tomato sauce ; tomato and mushroom sauce ; turkey industry ; whisky barrel ; wine mixture ; yolk mixture

・ 身体の部分

angina pain ; blood : pressure, test, vessel (2) ; body builder ; bone : cancer, loss (4), structure, tissue ; bowel : disease, movement (3) ; brain : development, examination, scan ; chest pain (2) ; eye : makeup, test ; hair : transplant, wax ; heart : attack (5), disease (6), operation, rhythm, spasm, surgery (3), transplant (3) ; heart and lung transplant ; Heart, Lung and Blood Institute ; lung cancer ; muscle tone ; skin : cancer, disorder, sample, sore, specimen ; spleen biopsy

・ 麻薬・薬

cocaine possession ; drug : addiction, cyclosporin, dealer (2), infraction, trafficker (2), trafficking, treatment (2), unit, user ; heroin addict ; marijuana : joint, smuggler

・ スポーツ

baseball : association, gloves, season, team (2) ; basketball tournament ; boxing association (2) ; football : association (2), fan, franchise (2), league (3), prospect, strike, team, title ; bantamweight division ; welterweight title ; middleweight title ; Masters title ; par-5 hole ;

race : fan, official ; ring equipment (2) ; ski production ; track coach

・交通機関

air-freight industry ; aircraft carrier ; airline : stewardess, tragedy (2) ; auto : accident (2), insurance, mechanic, parts, worker (2) ; automobile industry ; bus station ; car : accident, loan ; car and air accident ; diesel-auto and light-truck maker ; motorcycle : accident, helmet ; plane attendant ; plane and truck service ; taxi operation ; truck : driver, stop (2), tire, traffic, width ; school bus driver ; submarine base

・武器

arms : buildup, control (2), freeze, race (6), shipment, strategy, table ; artillery piece ; gun turret ; machine-gun montage ; missile : base, system (2), test, warhead ; weapons : component, demonstrator, freeze, maker, policy, system, work

・械機・道具

appliance repairman ; cable : company, subscriber, television ; clothespin craze ; computer : center (2), directions, study, technician ; caterpillar price ; balloon catheter ; elevator door ; equipment sale ; freezer paper (2) ; knife spatula ; microscope specimen ; needle track (2) ; pipeline : controversy, problem, sanction ; pump price (2) ; rifle fire ; steel spear blade ; (tele)phone : line, number (2), transfer (2) ; television viewing (2) ; test-tube baby ; tire iron ; wheelbarrow display ; wheelchair : basketball, competitor, division (2), jockey, racer (2), time

・計量その他の単位

40 cents postage ; cups : flour, onion, water ; dollar : increase, plant (3), phenomenon ; mile mark, ounces mushroom ; quart water ; teaspoons : flour, salt, thyme ; tablespoons : butter, margarine, quick lime, sugar, vinegar (2) ; yen phenomenon ; yen-dollar differential

・その他例数を多くもつ NP ごとに後続 NP の種類と数を示す。

appeals : court (8), system, brief

NPに先行するNPの属格形と単純形の分布について

budget : cut, director, deficit (2), exploitation, increase, message, office, policy, process (2), resolution, surplus, time
crime : case, problem, scene, unit, victim, wave (2)
cancer : inhibition, prevention, victim (2), treatment
campaign : advertising, contribution (2), debate, denotation, expenditure, expense, fund (3), genius, headquarter, hope, issue, money, spending (3)
death : bed, knell, rate (4), row
defense : advocate, builder, budget (3), capability, corporation, cut (2), lawyer (2), minister (2), panel, plan, research, secretary (2), speech, spending (5)
election : code (3), commission, date (3), night (2), result (2), year
exchange : earnings, market, rate (4), trading
intelligence : activity, agency (2), agent, community (8), expert, master, organization, service, source (3)
interest : charge, group (4), rate (11)
law : enforcement (2), firms (3), judge, protection, school
news : agency (5), bureau, channel (2), conference (3), event (2), medium (2), story
price : battle, raise, reduction, tag (2)
safety : precaution, regulation, requirement, rule, specialist
toy : chain, company (2), group, maker, product, sale (2)
tax : break (5), credit (6), cut (6), fund, incentive, increase (4), legislation, policy (2), purpose, rate, shelter, status
unemployment : benefit (8), claiming, cost, insurance, program (2), rate

5. これまで、先行NPの種類ごとに、先行NPがいずれの形をとるかに
ついての分布上の特徴をさぐってきた。NPによってはかなりはっきりい
ずれか一方の形をとる傾向を示すものもみられた。しかし、いずれとも
言えないようなNPも多かった。多くの例を観察していると、例えば
administrationがheadwordであるときは先行NPが人名であっても単純形をとると

東 毅

第3表

	a	b	c	d	e	f	g	h	計
account		(1)			11		16	27(1)	
action					3(1)		4	7(1)	
administration	9						3	12	
agency		1	5		(2)		12	18(2)	
agent	(1)		3		2		3	8(1)	
area					4(1)	4(1)	2	10(2)	
association		5(8)			1		11	17(8)	
attack							8	8	
attorney	(2)				4	3		7(2)	
benefit		(1)					13	13(1)	
bill	(1)	1			4		3	8(1)	
budget	2				2(3)	(1)	3(1)	7(5)	
building	1				5			6	
case	(1)	(1)			(1)	1	9	10(2)	
center	1	1(1)	1		1	6(2)	11	21(3)	
chairman			8					8	
change							6	6	
charge							7	7	
coat	2						4	6	
committee			5		1		10	16	
community				2			8	10	
company	1			1	1	2	11	16	
conference					1		5	6	
cost		(1)			2(1)		4	6(2)	
council		(2)			5		1	6(2)	
court	1			4	1		8	14	
credit			(1)		(1)		7	7(2)	
cut							11	11	
date							9	9	
department			2	2	(1)		7	11(1)	
director			1				5	6	
disease							7	7	
division		(1)	2				5	7(1)	
doil	8		(1)				1	9(1)	
election			3			2(3)	1	6(3)	
employe	2		2		1		1	6	
executive			6					6	
expense		(2)	1(2)		1	3	6	11(4)	
fee		5(3)					2	7(3)	
firm	1			7			11	19	
force							7	7	
franchise			8				2	10	
fund					2		20(1)	22(1)	
game			4			(2)	6	10(2)	
government	1(1)	5	1		4(3)			11(4)	
group	1	1					13	15	
home	1(1)	2(8)		2	1			6(9)	
hospital	1	(1)			3		2	6(1)	
increase					(1)		7	7(1)	
industry				1		1	8	10	
issue						2(1)	5(1)	7(2)	

	a	b	c	d	e	f	g	h	計
judge					4	4		1	9
juice								6	6
law		(1)			2(1)	(2)		7	9(4)
lawyer					4			2	6
leader			11		1				12
league			1		4			3	8
line		(1)					1	12	13(1)
machine		2					1	4	7
maker					2			6	8
manager	(1)		1(1)			4		1	6(2)
market		1			4			6	11
member		1	22(3)			1			24(3)
minister			2(1)					6	8(1)
missile		2		1	2			11	16
mixture								9	9
movement			1					5	6
night							10	2	12
officer			9		2	1		2	14
official		1	16(1)		4	11		4	38(1)
operation			1		1			4	6
plan	(5)		(1)			2		12	14(6)
plant					1			7	8
policy	(1)	(1)	1		3(1)			6	10(3)
president			6(4)						6(4)
price			1		2		(1)	8	11(1)
problem		1	(1)					8	9(1)
process			(1)			(1)	(1)	6	6(2)
program	(1)	3	1(1)		(1)	1		21	26(3)
proposal	(1)	1	2		1(2)			4	8(3)
race		1				3(1)	(1)	6	10(2)
rate		(1)			(1)			27	27(2)
report			6				(2)	1	7(2)
room	1	(2)	1			3(1)		6	11(3)
rule			3		(1)	1	1	5	9(1)
school	1	1			6			1	10
service		(1)			2(1)	4		6	12(2)
sheet			1					8	9
shell								8	8
source			2		1			8	11
spending								10	10
state		1			1			4	6
store	1	(2)			2(1)			12	15(3)
suit		2	1		1			11	15
system						9		16(1)	25(1)
tax		1				1		10	12
team		(4)	15(1)		6	(2)		4	25(7)
test								8	8
title			2					4	6
worker				3		2	7	4	16
	34	40	161	3	95	112	17	627	1089
	(16)	(42)	(19)	(6)	(17)	(17)	(12)	(4)	(127)

いったように(cf. 4(a)), headwordの種類によって、それに先行するNPの形が属格形・単純形のいずれかに傾るということもあった。そこで、ここでは、headwordごとに比較的多くの例をもつものだけとりあげて第三表に示し検討してみる。headwordの種類は1043種あり少数の例しか持たぬものも多い。そのすべてを示してみても、傾りをみる目的からすると少なすぎる例では意味がないであろう。そこで、6例以上もつものだけ示してみる。

(第3表の各欄の()内に示した数字は先行NPが属格形の数である。)

i) administrationについては4(a)でもふれた。ここで注目すべきは、hに分類した3例も単純形であり、この語に先行する単純形はなかったことである。

ii) agent, chairman, employe, executive, leader, member, minister, officer, official, president, workerのように組織・集団の一員になり得たり、また、その役職を示すような語に組織・集団を示すNPが先行する場合、先行NPは単純形をとる傾向がみられる。presidentについては余りはっきりしない。5例以上のため、この表ではとりあげていないが、同類のNPについても同様のことが言える。その例を示してみる。

chief(4/0) : EPA chief, Solidarity chief

coach(2/1) : Braves coach, Mustang coach (Bulls' general manager and head coach)

commissioner(3/0) : AFA commissioner, USFL commissioner

spokesman(4/0) : company spokesman, defense ministry spokesman

()内の最初の数字が単純形の数を示している。例の一部のみ示した。

他に、cのNPの単純形を先行NPとしてとる傾向がみられるものとして、agency, committee, franchise, game, report, rule, teamを挙げることができるであろう。

iii) hには、ここにとりあげたすべての例数1089例の約58%に当たる626例ある。これほど多数の例があっても、hに該当する先行NPをもっていない

い語や極端に少数しかもたない語もある。attorney, building, chairman*, executive*, government, home, leader*, member*, president* は h の例をもっていない。council, doll, election, employe*, judge, manager, report*, school はわずか 1 例しかもっていない。* の語は上記 ii) の説明ですでに言及した。残りの語の中で, attorney, building, council, judge, manager, school には e, f の NP, government, home には a, b, e, f の NP, doll には a の NP, election には c と g の NP が夫々に先行している。また, h に 2 例もつものも拾ってみると, area では e, f, fee では b, franchise は c, hospital は e, lawyer は e, night は g, officer は c が先行する例が多い。ここで, doll に先行する a の NP は doll につけた名前であって, 正確には人名でないのであるが, h に入れるには抵抗があったのでやむなく a に入れたことをお断りしておく。

- iv) 先行 NP が属格形の例は第 3 表に 127 例ある。これは単純形のこの表における総例数 1,089 例の 11.7% にすぎない。このうち, 単純形 NP が例をもつ同じ欄に例をもっている属格形 NP の数は 64 である。各欄に於て属格形が単純形より多いものは, association の b (8/5), budget の f (3/2), election の g (3/2), home の b (8/2), proposal の e (2/1) である。その他の同じ欄に両方の形をもつ欄では単純形の方が多い。ここで home は注目される。人名, 人をあらわす属格形を先行 NP としてとる例を単純形よりも多くもち, その結果, home が単純形を先行させるよりも属格形を先行させる例の方が多くなっている。表全体をみると, 全く属格形を先行させていない NP が約半分の 49 例あり, それらについては headword が先行 NP を単純形にする力をもっていると言ってもよさそうである。残り 51 の headword は属格形が先行している例をもつものであるが, 単純形と同じ欄に例をもたないものが 63 ある。即ち, 先行する NP の種類により単純形をとったり属格形をとったりしている。これは, headword により一方的に先行 NP の形態が決められるのではなく, 先行 NP がどんな種類のものであるかということも大いに関係

NPに先行するNPの属格形と単純形の分布について

していることを意味するであろう。因みに、人名と人を示す a, b 欄の例だけとりあげてみると、単純形 75 例、属格形 58 例で属格形は両方合計した例数の約 44% を占めている。そして、この表の全属格形 127 例の約 46% である。人名や人を示す NP が、後続名詞にかかわらずいかに属格形をとりがちであるかを伺い知ることができるであろう。同時に、h の欄の単純形の合計例数が 626 あるのに対し、属格形はここには 4 例しかないことも注目されよう。次に、表の各名詞に先行する単純形の NP の種類と数を示す。

account

(f) bank (5), office (6) (h) expense (2), money-market (7), savings, Super NOW (4), the regular NOW (2)

action

(f) court (3) (h) the contempt, EPA enforcement, doubles, RICO

administration

(a) Reagan (7), Carter (2) (h) National Aeronautics Occupational Safety and Health (2)

agency

(b) successor (c) government (5) (h) news (5), Central Intelligence, Environmental Protection, Tass, resource management, Defense Intelligence, communications, Japans Maritime Safety

agent

(c) FBI, police, Knick (e) US, Boston (h) life-insurance, ticket, intelligence

area

(e) Austin, Chino, Washington, Tijuana (f) Highland Lakes, Northwest Hills, the co-op's office, the silos (h) disaster, lunch

association

(b) American Bankers, Employers, Manufacturers (2), Independent Truckers (e) Houston (h) banks and savings (2), Drama Desk, American Arbitration, Travel Industry, Air Transport, Football (2), Boxing (2), Basketball

attack

(h) heart (5), asthma, virus, missile
attorney

(e) Manhattan, San Antonio, Texas, San Bernadio (f) Univer-
sity, County, district
benefit

(h) unemployment (8), unemployment compensation, health-
insurance (2), pension, country music

bill

(b) doctor (f) hotel (4), appropriations, “local content”, Trea-
sury

budget

(a) Reagan (2) (f) city (2) (h) defense (3)

building

(a) Reagan (f) apartment, office (4)

case

(f) land (h) discrimination (2), fraud, damage, injury, worker-
injury, violent-crime, espionage, employment-bias

center

(a) Frank Erwin (b) student (c) government (e) Bee
Cave (f) university (3), University of Utah, Yale University,
Texas A & M University (h) computer (2), recreation (2), drug,
rehabilitation, Physical Therapy, child study, community, Ground
Zero (2)

chairman

(c) committe (5), sub-committee (2), commission

change

(h) date, rule grade, taxation, tenure, contract

charge

(h) fuel adjustment (2), hotel and food, interest, kidnaping and rape,
trademark-infringement, sex-discrimination

coat

(a) Calvin Klein, Alexis (h) down, cloth, polo, reefer

committee

(c) Senate (3), Democratic Party, the Senate Armed Service (f)
state house (h) House Ways and Means (2), political-action (4),
House Administration, House Appropriation, legislative affairs, the
Senate Rules and Administration

community

(e) US, Austin (h) intelligence (8)

company

(a) Ford (d) Rossignol (e) Dallas (f) bank, Winter Park (h)
mining, ski, investment (3), motor, management, Toy (2), local cable

conference

(f) Third World (h) news (3), disarmament, press

cost

(f) hotel, shelter (h) storage, project, health-care, unemploy-
ment

council

(f) city (4), university (h) National Research

court

(a) Penick-Allison (e) US (4) (f) district (h) appeals (8)

credit

(h) tax (6), tuition

cut

(h) tax (5), tax rate, income-tax, defense (2), spending, budget

date

(h) cutoff (2), election (3), expiration (2), delivery, inauguration

department

(c) police (2) (e) Texas (2) (h) Interior, Agriculture (2), Re-
ligious Affairs (2), Commerce, geological sciences

director

(c) CIA (h) race, promotion, health education, budget, program

disease

(h) heart (6), bowel

division

(c) AFA (2) (h) wheelchair (2), bantamweight, the state and

country affairs, the Labor/Licensing and Enforcement:
doll

(a) E. T. (4), Madam Alexander, G. I. Joe. Strawberry Shortcake,
Snurf (h) action

election

(c) school board, student government, council (g) March 2, off-
year (h) runoff

employe

(a) John Daniel (2) (c) IBM, minority (f) farm (h) pro-
duction

executive

(c) Nissan (2), Company (2), firm, a dozen Blue Cross & Blue Shield

expense

(c) Ford's staff (e) Washington (f) restaurant, hotel, lodg-
ing (h) campaign (2), living (4)

fee

(b) user (3), student (2) (h) lecture, organization

firms

(b) pirate (e) U. S. (4) Texas, Carson City, Chicago (h)
security, management, investment, retail-security, high-technology,
sporting-goods

force

(h) work (3), task (2), rapid development, occupation

franchise

(c) AFA, USFL (2), league (5) (h) football (2)

fund

(f) University, highway (h) campaign (3), money-market (7),
energy (2), tax, production (2), pension, unemployment-compensation
(2)

game

(c) SWC, Cardinals, Pan Am (2) (h) board (3), card, E.T. and
Star Wars, video and pinball

government

NPに先行するNPの属格形と単純形の分布について

- (a) Jaruzelski (b) student (5) (c) Student's Association
(e) U.S.(4)

group

- (a) Mills (b) young-adult (h) age (2), industry, pressure (3),
opposition, interest (4), Toy, peace and hunger

home

- (a) Ryen (b) host, celebrity (e) Colorado, Indianapolis
(f) ranch

hospital

- (a) John Hopkins (e) New York, Lenox Hill, St. Louis (h)
rehabilitation (2)

increase

- (h) tax (3), gas-tax, fare, budget, dollar

industry

- (d) turkey (f) cottage (h) liquor and beer, smokestack,
banking, automobile, air-freight, oil and gas, uranium, dairy

issue

- (g) November, December 6 (h) bond (2), Social Security, cam-
paign, MX

judge

- (e) U.S., Chicago, California, Texas (f) district (2), Supreme (2)
(h) law

juice

- (h) lemon (4), cranberry, apple or pineapple

law

- (e) U.S., Indiana (h) driver's license, record, shield (2), drinking-
age, inheritance, RICO

lawyer

- (e) Texas, Washington, D. C., New York, Virginia (h) defense
(2)

leader

- (c) Senate Majority (4), Klan, Solidarity, party, GOP, Republican,
opposition, Senate (e) Austin

league

(c) Class AA (e) United States(2), California, Texas (h)
football

line

(g) fall (h) free-throw, propane gas, assembly, finish(3), phone,
battle, dye, crease, transit, Talk,

machine

(b) Dodger, teller (g) Doomsday (h) Joust, pinball(3)

maker

(e) U.S., Chicago (h) toy, map, weapons, decision, oil tool,
diesel-auto and light-truck

manager

(c) Suns (f) road, recreation center, store, University center
(h) dealership

market

(b) agent (e) U.S., Texas Beverly Hills, Dallas (h) job, real
estate, exchange, package, stock and bond, Apparel

member

(b) student (c) House(7), commission(2), faculty(2), League(2),
Congress, committee, organization, Parliament, Teamster, Ku Klux
Klan, GOP, Insurance Board (f) UT

minister

(c) government, Alliance (h) finance(4), defense(2)

missile

(b) Minuteman(2) (d) Exocet (e) U.S.(2) (h) cruise(4),
MX(6), SS-20,

mixture

(h) apple, cheese, cranberry(4), perssimon, wine, yolk

movement

(c) Solidarity (h) bowel(3), freeze, peace

night

(g) Sunday, Monday(2), Wednesday(3), Thursday(4) (h) election
(2)

officer

(c) police (5), government (3), Army (e) Austin (2) (f) UT
(h) project, liaison

official

(b) student (c) administration (4), government (2), Conference,
Red Cross, ACTION, Rand McNally, company, industry, Nissan,
Air Force, embassy association (e) U.S.(2), Arkansas, California
(f) city (4), Zoo (2), town, ring, prison, station, bank (h) budget,
law enforcement, race, parole

operation

(c) Red Cross (e) U.S. (f) heart, disaster (2), taxi

plan

(f) Mideast, stadium (h) tax cut, peace, development, compen-
sation, MX (2), pension, game, savings, 'dense pack'(2), nuclear shell

plant

(e) Savannah River (h) dollar (3), Pantex, power (2), assembly

policy

(c) government (e) U.S.(3) (h) tax (2), intelligence, budget,
"open door", nuclear-weapons

president

(c) Association (3), Mobil Oil, league, Trailways

price

(c) OPEC (e) U.S.(2), (h) pump (2), crude, jewelry, premium,
commodity, Caterpillar

problem

(b) drinking-driver (h) currency (2), crime, pipeline, slide, image,
credibility, vulnerability

process

(h) budget (2), selection (2), legislation, budget-and-appropriations

program

(b) student (2), grandparent (c) summer league (f) ROTC
(h) unemployment (2), aid (3), relief, medicare, SADD (2), loan,
superfund cleanup, alcohol-rehabilitation, exchange, exercise, main-

tenance, deficit-reduction, job-search, job, grant (2), work-study
proposal

(b) student (c) company, Air Force (e) U.S. (h) dis-
armament, bond, Zero-option (2)

race

(b) 14 Senate and 63 House (f) road (3) (h) arms (4), nuclear-
arms (2)

rate

(h) interest(11), death (4), exchange (3), inflation (2), savings, percent,
income tax, contribution, morality, unemployment, currency-
exchange

report

(c) CIA, KGB, police, commission (2), National Research Council
(h) personal income

room

(a) Bonwit Teller (c) Senate Committee (f) hotel (3) (h)
Rainbow, game, locker projection, aid, reception

rule

(c) House, Senate, company (f) Supreme Court (h) "gag",
faculty-employment, delegate selection, safety (2)

school

(a) Wayne (b) Official Candidate (e) Springport, Virginia,
Eastern Virginia, Massachusetts, California, Wayland (h) law

service

(e) U.S.(2) (f) oil field, city, National Park (2) (h) in-
telligence, welfare, plane and truck, parcel, Internal Revenue,
delivery

sheet

(c) Celtic (h) cookie (3), offer (5)

shell

(h) pie (5), tarte (2), gun

source

(c) Yankees, Budget Committee (e) U.S. (e) design,

industry, oil, mail-order, administration, intelligence (3)

spending

(h) consumption (2), campaign (3), defense (5)

state

(b) Marxist (e) Gulf (h) member, Shellfare, welfare (2)

store

(a) John Wanamaker (d) pet (e) Cincinnati, Rodeo Drive

(h) grocery, furniture, men's and boy's clothing, K mart, hardware (3), department (4)

suit

(b) victim, employe (c) faculty (e) Saville Row (h) discrimination (4), libel (2), sex-bias (2), newspaper, product-liability, civil-right

system

(f) court, road, reservation, campus, highway (2), school (3) (h) seniority (2), criminal-justice (2), escort, appeals, weapons, control, mass-transit, missile (2), production, transportation, light-rail, espionage, Vectrex

tax

(b) employer and employe (f) school (h) gas (3), gasoline (3), fuel (2), payroll, Social Security

team

(c) USFL (5), league (3), conference (2), AFA, NBA, Class A, Association, Longhorns (e) Texas (3), U.S. (2), San Antonio (h) football, basketball (2), tennis

test

(h) missile, blood, eye, taste, "needs", polygraph, development, achievement

title

(c) Association, division (h) football, Masters, welterweight, middleweight

worker

(c) Nissan (2), government (e) U.S., Smyrna (f) farm (2),

plant, factory (2), shipyard, assembly (h) auto (2), garment, distillery

次に, c, d, e, f 欄のいずれかに属格形のみもつ場合があるが, 夫々の欄の例を 1 例ずつ示してみる。

agency: Iran's official news agency, case: Maine's case, budget: January's budget, credit: the team's credit, the city's credit, department: Albany State's geological science department, doll: the firm's doll, game: tonight's game, increase: Moscow's 4 percent annual increase, law: state's "hardship" teen-age driver's license law, price: this year's price, process: the state's textbook selection process, this year's textbook selection process, program: Austin's downtown revitalization program, race: Monday's final road race, rate: France's inflation rate, report: today's report, rule: Texas' rule, team: the city's first professional football team

6. of genitive も含めて属格形の意味についての記述が文法書にみられる。“The Semantics of the English 's Genitive” では意味の種類をパラフレイズすることによって 13 の type に分類している。GCE では, a) possessive genitive b) subjective genitive c) genitive of origin d) objective genitive e) descriptive genitive の 5 種類に分類している (4.94) が, ここでは GCE に従い「単純形の NP+NP」の場合にも同様な意味関係が成立つことを筆者の例により示し, 筆者の例を分類した結果を第四表に示してみる。

a) possessive

The hatchet was recovered near the Ryen home. (AAS)

b) subjective

, when fetal brain development is at its peak. (AAS)

c) origin

The Calvin Klein coats with the button-in linings. (AAS)

d) objective

The governor proposes teacher pay raises. (AAS)

e) descriptive

to haul whisky barrels around the hollow, (US News)

「属格形+NP」の場合と同様、「単純形のNP+NP」に於ても、2つのNP間に生ずる意味関係は文脈依存的であることが考えられるが、文脈が同じであっても、どの意味関係に分類すべきか迷う場合もある。次の例はどうだろうか。

The national Research Council report issued last spring on the links between diet and cancer prevention mentioned certain vegetables as being possible cancer inhibitors in humans : (AAS)

先行NPの活動により後続NPの意味する結果が生じてきたのだからoriginの関係があると解釈できる。しかし、先行NPが後続NPの背後にある動詞概念の行為者であるからsubjectiveの関係があるともとれる。筆者は、この例のような場合は、reportの背後にある動詞概念を考慮してsubjectiveと解釈することにしたのであるが、このように例をどれかの意味関係に割り当てるのは必ずしも簡単なことではない。descriptiveに入れた例も更に特殊な意味関係を見つけ分類することができるかも知れないが、本稿ではそままで足を踏みこまないことにした。筆者なりに「属格形+NP」の例全部、「単純形NP+NP」の例全部について意味関係を調べて上記5種類のいずれかに分類して得られた結果を次の表に示す。

第4表

	subjective	objective	possessive	origin	descriptive	計
属格形	161 21.2%	12 1.6%	232 30.6%	55 7.6%	298 39.3%	758
単純形	117 4.4%	235 8.8%	72 2.7%	31 1.2%	2211 82.9%	2666

この表からわかる通り、属格形はむしろpossessive, subjectiveの意味関係で用いられる傾向がみられ、758例の約52%を占めている。一方、単純形は80%以上がdescriptiveである。このように意味関係からみると属格形と単純形では大きな差がある。また、単純形のdescriptiveの例の中には、前置詞forでパラフレイズできる例が約690ほどあったこともつけ加えておきた

い。例については、本稿の中に挙げられたものを参照されたい。

7. 本稿のように、範囲を限った調査では、その結果は偶然に支配され易いのではないと思われる。数多くの例を集めることのできた NP の場合は良いが、別な範囲では多く用いられているのに調査範囲では余り使用されていなかった場合も考えられる。そして結果的に少数例は無視されがちである。

また、このような調査では得られた結果を native speaker がどのように考えるかも問題である。しかし、native speaker の判断とて時に揺れ動くこともあり人によって判断が異なる場合も考えられる。ある native speaker が認めた表現も別な native speaker は認めないかも知れない。例数で傾向をさぐるのはこうした人達の判断の最大公約数的結果をさぐるという面もあるのではないと思われる。そこに本調査の意義を認めていただけたら有難い。

本調査では、of phrase はとりあげなかった。特に h に分類した NP は of phrase との比較が必要ではないかと思われる。これは今後の課題である。調査対象が主として新聞だった為に一般の表現にくらべて文体的に傾りがあることも考えられる。新聞以外の多くの分野の英語について調査し比較することも必要であろう。新聞特有の表現について知る為にもこれは必要なことであろう。

(昭和 59 年 5 月 19 日 受理)

調 査 資 料

Austin American Statesman November 18, 1982 (全ページ)

March 21, 1983 A1, A2, A3, A4, A5, A6, A7, A8, A9, A10

March 24, 1983 C5, C6

April 4, 1983 C1, C2

May 23, 1983 C1, C2

May 24, 1983, C1, C2

June 10, 1983 B13

June 17, 1983 C1, C2, C3, C4, C5, C6, C7, C8, C10, D33, D34

(AAS と略)

Daily Texan February 2, 1983 (Texan と略)

U. S. News & World Report December 20, 1982 (US News と略)

参 考 文 献

- 新英和大辞典 (1981), 第5版 研究社
堀内克明, 高田正純, S.B. フレックスナー (1984), 最新英語情報辞典 小学館
Randolph Quirk *et al.* (1972), *A Grammar of Contemporary English* Longman
R. W. Zandvoort (1975), *A Handbook of English Grammar* Maruzen
Nancy Warrell Shumaker (1975), "The Semantics of the English 's Genitive"
American Speech Spring-Summer 1975
Columbia University Press



対話における談話法的省略
の構造について

松 名 隆

**On the Structure of Discourse Deletion
in Question-Answer Pairs**

Takashi MATSUNA

Abstract

In English, certain constituents can be deleted when the condition of discourse recoverability is met. These discourse deletion phenomena have been broadly investigated for the past years by Kuno. Assuming that it is not possible to delete a constituent which conveys important information while retaining constituents which convey less important information, he proposes the Pecking Order of Deletion Principle.

This principle has some problems. First, it is not supported by a certain, more general principle which explains why deleted sentences which violate the principle become unacceptable. Secondly, it does not explain comprehensively the phenomena mentioned above, so it is coupled with another discourse principle, namely the Active and Passive Discourse-Rule Violations Principle. Thirdly, There is a discourse deletion phenomenon of which Kuno's explanation is hard to accept.

In this paper, therefore, I will explain the acceptability of deleted sentences in question-answer pairs in terms of "structural parallelism", which is based on relative degrees of "definiteness" of constituents in these sentences, and seems to be the basis for the acceptability of such sentences.

1. は じ め に

近年において、文 (sentence) よりもさらに大きな表現単位であるところの談話 (discourse) に関する研究がさかんに行われてきつつある。¹⁾ こういった傾向には様々な動機が存在すると思われるが、文の研究が進むにつれて、文のレベルでの説明が困難な事象にもしだいに目が向けられていったことも、その一つの動機であると考えられる²⁾。

言語は、実際的には必ずある場面の中で表現されるのであり、談話の形式をとることはごく普通に行われることであるから、こうした面に研究者の関心が向っていくのも自然な姿であると思われる。

このように、談話のレベルで考察することを必要とする言語事象の一つに「省略」(deletion) という現象がある。もちろん、省略にも文レベルで説明可能なものもあるが、本稿で考察するのは、文レベルでの説明が困難な省略についてである。

談話レベルの省略を大きく取り扱っている、この分野での研究の開拓者が久野である。久野は近年多くの著書・論文の中で、この省略の問題を取り上げており、省略現象に関わるいくつかの規則を提案しているが、その中でも特に重要なものとして、「省略順序の制約」がある³⁾。この規則は、談話における省略現象の説明する際に、きわめて説得力をもったものである。そこで本稿においては、この「省略順序の制約」(以下、たんに「制約」とよぶことにする)を検討しつつ、この規則が抱える問題点を指摘し、さらに、談話における省略に関する筆者の独自の見解を述べてみたいと思う。なお、本稿では、談話の中でもとくに対話形式のものを検討していきたいと思う。これは、対話という形式において、談話法的省略の構造がきわめて明確に把握できると考えるからである。

2. 「省略順序の制約」

談話において、その一部の要素が省略される場合、たとえその省略された

要素が復元可能であっても、文としては不適格となることがある。たとえば、次の二つの対話を比較してみよう。

(1) Speaker A: Were you still a small boy in 1960?

Speaker B: Yes, I was still a small boy \emptyset .

(2) Speaker A: Were you born in 1960?

Speaker B: *Yes, I was born \emptyset .

上の二つの対話において、Bの表現には省略が行われている。そして、どんな要素が省略されているかは、先行文脈であるAの表現との関連で明瞭に把握できる。ところが(2B)の表現は、(2A)に対する答えとしては不適格である。このような事実を説明するために、久野(1978 b)は、次のような規則を提案している。

(3) 省略順序の制約 省略は、より古い(より重要度の低い)インフォメーションを表わす要素から、より新しい(より重要な)インフォメーションを表わす要素へと順に行なう。即ち、より新しい(より重要な)インフォメーションを表わす要素を省略して、より古い(より重要度の低い)インフォメーションを表わす要素を残すことはできない⁹⁾。

すなわち、(1A)においては、*still a small boy* はより新しい(重要度がより高い)インフォメーションを表わす要素であり、*in 1960* は、より古い(重要度がより低い)インフォメーションを表わす要素であるゆえに、(1B)において、*in 1960* が省略され、*still a small boy* が残っているわけであるから、(1B)の省略は適格であるということになる。それに対して、(2A)においては、*born* はより古い(より重要度の低い)インフォメーションを表わす要素であり、*in 1960* がより新しい(重要度がより高い)インフォメーションを表わす要素であるにもかかわらず、(2B)においては、*in 1960* が省略され、*born* が残っているために、(2B)の省略は不適格となっているという説明である。さらに久野は、(1B)、(2B)において、Yes とその他の要素という間にも、インフォメーションの新旧・重要度の違い

が存在し、Yes は、より新しい（より重要度が高い）インフォメーションを表わし、その他の要素は、より古い（より重要度が低い）インフォメーションを表わしており、従って、Yes を残し、他の要素を省略しても不適格とはならないとしている⁶⁾。

このように久野は、文中の各要素を、それが表わすインフォメーションの新旧の度合、重要度という、各要素間の相対的關係において把握し、それによって省略された表現の適否を説明しているのである。このようなインフォメーションの相対的把握によってこそ、(1 B) の適格性や (2 B) の不適格性が説明できるのであって、ただ単に新しい（古い）インフォメーションという把握のみでは説明できないということは言えよう。何故なら、(1 B)、(2 B) の Yes を除いた要素は、古いインフォメーション（すなわち先行文脈から復元可能）であるにもかかわらず、実際には、ある要素を省略して場合には文が不適格となる場合もあるからである。

久野の「制約」の基本的な考え方は以上見てきた通りであるが、この規則によって、様々な談話法的省略現象のすべてを説明できるわけではない。そこで久野は、この規則を補うものとして、次のような原則を提案している。

- (4) 談話法規則違反のペナルティー 談話法規則の「意図的」違反に対しては、そのペナルティーとして、不適格性が生じるが、その「非意図的」違反に対しては、ペナルティーがない⁷⁾。

このような原則は、例えば次のような対話の適格性を説明するために用いられている。

- (5) A: Can you go there on foot?
B: *Yes, I can go there ∅.
- (6) A: Can you go there on foot?
B: Yes, I can ∅.

すなわち、(5 B) においては、より古いインフォメーションを表す *go there* が残され、より新しいインフォメーションを表わす *on foot* が省略されているというように、「制約」の「意図的」違反を含んでいるため、(5 A)

に対する答えとしては不適格であるということになる。それに対し (6 B) は、より新しいインフォーメーションを表わす *on foot* が省略され、より古いインフォーメーションを表わす *I* が残っているということで、「制約」に違反しているが、これは、「英語は、時制を伴った(助)動詞を主語なしで用いることを許さない」という構文法的制約による「非意図的」違反であるために、(6 A) に対する答えとしては適格であるという説明である⁹⁾。

以上、久野の「制約」及びそれを補足するものとしての「談話法規則違反のペナルティー」(以下、たんに「ペナルティー」とよぶことにする) についてその概要を見てきたが、次節では、これらの問題点を含めて検討することにした。

3. 「制約」の問題点

まず、久野の主張する「インフォーメーションの新旧・重要度」の根拠について検討してみよう。前節で見てきたように、久野はインフォーメーションを相対的關係で扱っていているわけであるが、インフォーメーションの新旧に関しては、次のような把握が前提となっている。

- (7) Old (Predictable) Information : An element in a sentence represents old, predictable information if it is recoverable from preceding context.
- (8) New (Unpredictable) Information : An element in a sentence represents new, unpredictable information if it is not recoverable from preceding discourse⁹⁾.

これは、例えば (1 B), (2 B) における *Yes* とその他の要素の新旧關係を示すことはできるが、(1 B) においては *in 1960* の省略が許され、(2 B) ではそれが許されないという前節で簡単に触れた事実を説明することができない。そこで久野は、相対的なインフォーメーションの新旧という考え方を導入するわけであるが、これは次のような「焦点」(*focus*) 把握との関連で提案されている。

- (9) Focus : That element in a sentence which represents the newest information is the focus of the sentence¹⁰⁾.

すなわち、(1 A)においては、*still a small boy*が焦点であり、(2 A)においては*in 1960*が焦点である。したがって、この焦点との関連において、(1 A)の*in 1960*や(2 A)の*born*がより古いインフォメーションを表わす要素と考えられているわけである。しかし、(1 A)の*still a small boy*、(2 A)の*in 1960*がそれぞれその文の焦点であることは認めるとしても、それらと比較して、なぜ(1 A)の*in 1960*や(2 A)の*born*がより古いインフォメーションを表わすことになるのか、その根拠が明らかではないように思われる。もっとも、(2 A)の*born*の場合には、相手が生まれていることは明らかであるから、これはより古いインフォメーションを表わすとも考えられるが、(1 A)の*in 1960*の場合は、(1 A)が先行文脈を想定しなくても成立しうる文であるから、何故より古いインフォメーションを表わすことになるのかが依然として明らかではない。インフォメーションの新旧の根拠が、先行文脈による予測(不)可能性に依拠している以上、その新旧の相対的把握においても、この原則が貫かれなければならないにもかかわらず、その点の説明がなされていないということである。

次に、「インフォメーションの重要度」について検討してみよう。インフォメーションの新旧と同様に、ここにおいても、その相対的把握という観点が貫かれている。さらに、その相対的把握の根拠は、焦点との関連で把握されている。例えば次のような対話について見てみよう。

- (10) A: Did you buy this watch in Switzerland?
B: *Yes, I bought it \emptyset .

この対話に関して久野は、*in Switzerland*は(10A)の焦点であるから、これは、*this watch*あるいは*buy this watch*よりも重要なインフォメーションを表わしていると述べている¹¹⁾。つまり、インフォメーションの相対的重要度の尺度として、焦点の把握が前提となっているのである。こうして、(10B)の不適合は、より重要なインフォメーションを表わす*in Switzerland*が省

略されて、より重要ではないインフォメーションを表わす *bought it* が残されていることに起因すると説明されている。

このように、文中の焦点となる要素と、それが表わすインフォメーションの相対的重要度とを関連させて説明する把えかたは、インフォメーションの相対的新旧と関連づけて説明する把えかたよりも、より納得できるもののように思われる。これは、久野が最近のいくつかの論文において、「制約」をインフォメーションの相対的新旧との関連で説明する把えかたを修正していることから明らかである。彼は、例えば次のように述べている。

- (11) The crucial factor that determines the order of deletion is that of “more important/less important and not “newer/older”¹²⁾.

久野のこのような「制約」修正の理由は、インフォメーションの相対的新旧によって説明できないような対話の存在を確認したためである。すなわち、対話の流れによっては、より古いインフォメーションを表わす要素がその文の焦点となることもあり、その場合、より新しいインフォメーションを表わす要素であっても、それが焦点ではないならば、これを省略して、焦点であるより古いインフォメーションを残しても、文としては適格となるという事実が存在するということである¹³⁾。こうして「制約」は、インフォメーションの相対的重要度という観点から専ら説明されるに至るのである。こうして見てくると、焦点に関して、インフォメーションの新旧と関連させて把えた(9)のような規定も見直さざるを得なくなると思われる。インフォメーションの新旧とは、すでに見てきたように、本来先行文脈からの復元（不）可能性に立脚した把えかたであり、これが必ずしも文中の焦点となるべき要素と一義的に対応しているものではないことが、久野自身によっても明らかにされているからである。これに対して、インフォメーションの重要度と焦点とを一義的に対応させる把えかたは、より説得力があるように思われる。なぜなら、文中の焦点となるべき要素は、その文中でもっとも重要なインフォメーションを表わす要素であると考えられるからである¹⁴⁾。問題は、文中の各要素を、それが表わすインフォメーションの相対的

重要度において把える場合、その根拠に関してである。このことについて次に考察してみよう。

久野は、次のような対話を例にあげて、文中の各要素の表わすインフォメーションの相対的重要度を把握している¹⁵⁾。

(12) A: Is it possible to go there on foot ?

B: a. Yes, it is possible to go there on foot

b. *Yes, it is possible to go there \emptyset .

c. Yes, it is possible $\emptyset \emptyset$.

d. *Yes, on foot, (but the train is more convenient).

e. Yes, possible (but not very wise).

久野は先ず、(12)Bb が不適格であり、(12)Bc が適格であるという事実から、*on foot*の方が *go there* よりも重要度がより高いという結論が得られ、さらに、(12)Bd が不適格であるという事実から、*on foot* よりも省略された *possible*の方が重要度がより高いという結論が得られるとしている。この対話例は、相対的重要度という概念を導入することの必要性を説明するために取り上げられているのだが、その相対的重要度の根拠が、表現された結果から逆に説明されていることがわかる。すなわち、あらかじめ確定された、インフォメーションの相対的重要度を根拠として、文の適格、不適格が説明されているのではないということである。これは、久野の次のような対話の説明にも見られることである¹⁶⁾。

(13) A: Did you buy this watch in Switzerland ?

B: Yes, I did.

この対話に関して久野は、Bの答えは、“Yes, in Switzerland,”でも適格であり、この事実から、*did*と *in Switzerland* は、インフォメーションの重要度は同じであるとしている。この場合も、重要度の根拠が表現された結果から説明されていることがわかる。

このように、文中の焦点とインフォメーションの相対的重要度を関連させて説明しようという方法は納得できるとしても、その根拠に関する説明が

不十分であると思われる。

次に、今まで考察してきた点よりもさらに基本的な問題に関して述べていきたい。まず、久野の「制約」を一応認めるとして、なぜこのような規則に違反すると、文が不適格となるのかという問題である。すなわち、より重要度の高いインフォメーションを省略し、より重要度の低いインフォメーションを残した場合には、どうしてその文が不適格となるのかということである。このような疑問に対しては、どのような規則にせよ、それによって当該言語事象が説明できれば、その限りで問題はないではないか、という考え方もあろう。しかし、久野の「制約」の場合には、この規則によってすべての当該省略現象が説明できるわけではない。前節の(6)の例のように、一見「制約」に違反しているような省略であっても、(4)の「ペナルティー」によって、その省略が「非意図的」違反であれば、その文は不適格とはならないと説明されるのである。確かに、このような補足的な規則を設定すれば、当該省略現象に対してかなり有効な説明が可能となろう。だが、このような補足的な規則を必要とするということは、「制約」が当該省略現象に対する部分的説明の段階に止まっていることを意味するのである。もっとも、部分的説明であっても、それが部分的なものであることを自覚している限りは、誤ってはいない。しかし、(6)のような例をも含めて、より広い範囲に及ぶ包括的な説明ができなければ、その説明はいまだ不十分なものと言わざるを得ないのである。はじめの問題提起に戻れば、なぜ「制約」に違反すれば、当該省略文は不適格となるのか、その根拠はどこにあるのか、さらに、なぜ「非意図的」違反であれば、当該省略文は不適格とはならないのか、その根拠は何か、という疑問に包括的に答えられないならば、その省略に対する説明は、いまだ当該省略現象の構造に分け入っていない段階にあると言えよう。久野の説明がこのような段階にあるということは、彼の「制約」及び「ペナルティー」によっては説明が困難な省略現象の存在を予想させるものであるが、彼はこのような省略現象にも取り組んでいるので、次にこれを検討してみたい。

久野は、旅行したヨーロッパの各都市では何処に宿泊したのかということ

を話題にしている次のような対話における省略について、説明を試みている。

(14) A(1): You stayed out in Paris, right? Did you stay in a hotel there?

B(1): Yes, I stayed in a hotel \emptyset .

A(2): Did you stay in a hotel in London?

B(2): a. Yes, I stayed in a hotel in London, too.

b. Yes, in London, too¹⁷.

さて、A(2)の問いの焦点は、(stay) *in a hotel* であり、*in London* ではないことは理解できよう。すなわち、「制約」の観点から見れば、(stay) *in a hotel* は、より重要度の高いインフォーメーションを表わしており、それに対して *in London* は、より重要度の低いインフォーメーションを表わしているということである。ところがこのA(2)の問いに対して、B(2 a) はもちろん適格な答えであるが、B(2 b) も答えとして適格なのである。したがってこの例は、久野の「制約」に対する反例であるように見える。そこで久野は、さらに説明を続けていく¹⁸。すなわち、B(2 b) においては、話し手は、焦点を (stay) *in a hotel* から *in London* に移行させたのであって、そうであれば、これは不適格とはならないのだという説明である。果してそうであろうか。もしも、久野が述べているように、「『訪問先の都市の夫々で、どういう宿泊設備を利用したか』という質問・解答パターンでスタートしたA・B間の会話が、(B(2 b) で…引用者)『どの都市でホテルに泊まったか』という会話に、すげかえられている。』¹⁹とすれば、質問に対する解答の文は不適格となるはずである。なぜなら、そのような解答では、質問に対する適切な答えとはならないからである。例えば、もしもB(2 b) の適格性に対する久野の説明が正しいとすれば、次のような対話のBの答えも適格となるはずである。

(Aの焦点は(stay) *in a hotel* にあると仮定する。)

(15) A: Did you stay in a hotel in London?

B: a. *Yes, (it is) in London (that I stayed in a hotel).

b. *No, (it is) not in London (that I stayed in a hotel).

ところが実際には、Baの答えは不適格である。Baにおいては、Aと異な

り焦点が *in London* に移行しているのにもかかわらずである。また Bb の場合、久野の説明に従えば²⁰⁾、*in London* が残っているのは、そこに会話の焦点が移行したからであって、その場合 Bb は適格となるはずである。ところが実際には、Ba と同様に、焦点が移行すれば文は不適格となっている。ではどうして、久野は(14)の B (2 b) の適格性を、焦点の移行という観点から説明しようとするのであろうか。

久野は、「話し手は、会話の焦点転移のため、故意に『省略順序の制約』を破ることができる。」と述べている²¹⁾。「制約」に違反すれば、ある特別の条件（例えば「ペナルティー」のようなもの）を設定しない限りは、その文は不適格とならなければならない。そこで久野は、「焦点転移」によってこの違反の正当性を説明しようとしたのだと思われる。ところが実際には、焦点が転移すれば、その当該省略文は不適格となることは、いま検討した通りである。すなわち、(14)の B (2 b) のような省略文の適格性は、「焦点転移」の観点からは説明できないということである。

以上、久野の提案する「制約」に関する様々な問題点について検討してきた。ここから明らかなように、「制約」は、当該省略現象を包括的に説明するものではないこと、さらに、これによっては説明することが困難な省略現象が存在するということである。そこで次節からは、久野が問題提起した省略現象に対する筆者の見解を述べてみたいと思う。

4. 談話法的省略における「構造的相似性」(その1)

まず、対話を成立させている基本的な条件とは何かについて考えるために、次の対話を検討してみよう。

- (16) A: Did you go there on foot?
 B: a. Yes, I went there on foot.
 b. *Yes, I went there \emptyset .

この対話において、A は「そこへ行ったのは歩いてなのか、そうではないのか」を問うているとすると、Ba の答えは、「そこへ歩いて行った」と答え

ているので、Aの問いに対しては適格な答えとなっている。それでは Bb の答えはどうかであろうか。これは、Aに対する答えとしては不適格である。なぜなら、Aが問うているのは、「歩いて行ったのか、歩いてではないのか」であるのに、Bbはそれに対して、「はい、そこへ行きました」というように、「そこへ行ったか、行かなかったか」を答えているからである。この Bb の答えを聞いたAは、相手が自分の問いには答えていないと感ずるはずである。これはどういうことを意味するであろうか。それは、対話を成立させるためには、問う者が要求している解答を、答える者が適格に与えねばならないという至極当然の原則である。この原則が破られた場合、すなわち問いに対して答えが適格ではない場合には、問う者は、その解答に納得しないであろう。そこでこの原則に関して、さらに対話の構造に分け入った検討を加えてみよう。

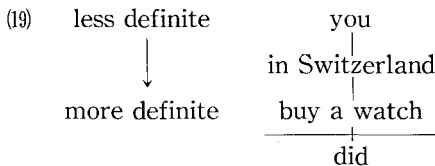
次の対話を参照されたい。

- (17) A: Did you buy a watch in Switzerland?
 B: Yes, I bought one \emptyset .
- (18) A: Did you buy this watch in Switzerland?
 B: *Yes, I bought it \emptyset .

(17)Aは、「スイスで時計を買ったのか、買わなかったのか」を問うているのであり、それに対して(18)Aは、「この時計を買ったのは、スイスでなのか、そこではないのか」を問うているものとしよう。この場合、両者は表面的には同じように見えながら、その認識の論理構造は互いに異なっていると思われる。そこで次に、両者の構造の違いについて検討してみよう。

先ず(17)Aにおいては、この文の主語である *you* に関する問いであることは理解できよう。さらに、この *you* に関する問いであることを前提として、その *you* の *Switzerland* における出来事を問うているものであることがわかる。そしてさらに、これらの認識を前提として、*buy a watch* という認識に関して、それを肯定するか又は否定するかが問われていると理解できよう。すなわちこの文においては、直接に判断につながっている認識は *buy a watch* であり、この判断についての肯定・否定が要求されているということ

ある。このように見てくると、次のように言うことができよう。すなわち、*in Switzerland* は、*I* を前提とした、その大わくの中における、それによって限定された認識を表わし、さらに、*buy a watch* は、*in Switzerland* を前提とした、その大わくの中における、それによって限定された認識を表わすということである。したがって、これら *you, in Switzerland, buy a watch* 三者の関係を別の言い方で表現すれば次のようになる。 *you* は *in Switzerland* に対してより非限定的 (*less definite*) な認識を表わし、逆に言えば、後者は前者に対してより限定的 (*more definite*) な認識を表わしていると言える。次に *in Switzerland* は *buy a watch* に対してより非限定的な認識を表わし、逆に、後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。さらに、この文の判断の認識を表わす *Did* であるが、この認識と直接結びついているのが、*buy a watch* であることは、いま見てきた通りである。この「判断の認識と直接結びついている」という意味は、他の認識が判断の認識（以下、たんに「判断」とする）と無関係であるということではなく、それらの認識を前提として、それらの大わくの中で、判断の直接の対象となっているということであり、他の認識は、判断と媒介的に関わっているのである。すなわち、*buy a watch* という認識は、その前提たる *you* と *in Switzerland* という認識の大わくの中におけるものであって、その意味では、判断はこれらの認識全体を対象としていることはもちろんである。さて、以上の考察から、(17 A) の各要素の認識論的な関係（以下、たんに「関係」とする）を図示すると次のようになる²²⁾。

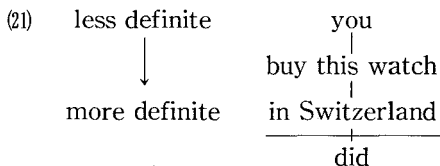


次に(18A)の文を検討してみよう。ここではまず、主語 *you* に関する問いかけであることは理解できよう。そしてこの *you* の *buy this watch* という行為に関連して問いを発していることがわかる。そしてさらに、これらの認識を

前提として、これらが *in Switzerland* という場所的規定と思いつくか否かに関して、それを肯定するか否定するかが問われていることが理解できよう。すなわちこの文においては、直接判断に結びついている認識は *in Switzerland* であり、この判断についての肯定・否定が問われているということである。したがって、(17 A) の分析に倣って、これら、*you*, *buy this watch*, *in Switzerland* の関係を表現すれば、次のようになる。すなわち *you* は *buy this watch* に対してより非限定的な認識を表わし、逆に言えば後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。次に *buy this watch* は、*in Switzerland* に対してより非限定的な認識を表わし、逆に後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。さらに、この文の判断を表わす *Did* と直接結びついているのは、*in Switzerland* である。これは、(18 A) が次のようにパラフレーズできることから理解できよう。

(20) Is it in Switzerland that you bought this watch ?

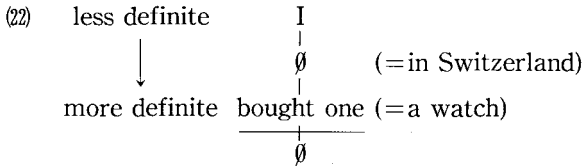
(20)においては、*in Switzerland* が、*is* によって表わされる判断の直接の対象となっていることがより明瞭に理解できよう。さて以上の考察から、(18 A) の各要素の関係を図示すると次のようになる²²⁾。



以上の検討から、(19)と(21)の構造の相違が示すごとく、(17 A)と(18 A)の各要素の関係は互いに異なっていることが明らかとなった。そこで次に、これらの問いに対する答えの文の認識論的な検討をしてみよう。

まず(17B)であるが、これは(17A)の問いに対して肯定の答えをしている。それは、*Yes* という表現で明らかであるが、問題は、*I bought one ∅* の論理構造である。そこで、(17A)、(18A)の論理構造の検討に倣って述べれば、次のようになる。まずこの文は、主語 *I* に関しての答えの文であることが理解できる。次に、 \emptyset の部分は、先行文脈(17A)との関連で、この省略された部分が、

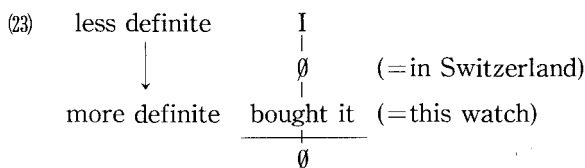
I の認識を前提とした場所的認識である *in Switzerland* であることがわかる。さらに、これらの認識を前提すなわち大わくとして、*bought one (= a watch)* という認識を直接の対象にした肯定の判断がなされていることが理解できる²³⁾。したがって、これらの要素の関係を図示すると次のようになる。



これと、(19)とを比較してみると、そこに構造的相似性が存在することがわかる。すなわち、文中の各要素の、より非限定的からより限定的へとむかう認識の論理的関係及び判断との結びつきにおいて、(17)Bは(17)Aに構造的に相似しているということである。そしてこのような相似性があるからこそ、(17)Aの問いに対して、(17)Bの答えが適格であるという印象を与えるのであると思われる。それでは(18)Bの場合はどうであろうか。

(18)Bが(18)Aの問いに対して肯定の答えをしていることは、Yesという表現から理解できる。そこでさらに、*I bought it ∅.* の論理構造について検討してみよう。先ずこの文は、主語Iに関しての答えの文であることはわかる。次に∅の部分には、(18)Aとの関連から、*in Switzerland* が省略されていることは理解できる。ところが、ここで注目しなければならないのは、*in Switzerland* が省略されて、*bought it* が残っている場合には、この文の判断の直接対象は *bought it* とされてしまうということである。すなわち、(18)Aとは異なり、*in Switzerland* が判断の直接対象とは認識されないのである。(18)Aにおいては、*bought this watch* と *in Switzerland* との関係は、前者がより非限定的な認識を表わす要素であり、後者は、より限定的な認識を表わす要素であった(以下、「…的な認識を表わす要素」は、たんに「…的な要素」とする)。そして(18)Bにおいては、より限定的な認識を表わす *in Switzerland* が省略され、非限定的な認識を表わす *bought it* が残っている。さてこの場合、(18)Bにおいて

は、(18A)と同様に、*bought it*は省略された *in Switzerland* に対してより非限定的な認識を表わしていると言えるであろう。これまで検討してきたように、文中における判断は、その文の中でもっとも限定的な要素をその直接の対象としていると考えられる。すなわち、より非限定的な認識を前提として、その大わくの中でのもっとも限定的な認識が判断の直接の対象となっているということである。したがって、(18B)においては、*bought it*が直接の判断対象になっていると把握できるということは、論理的に言って、この要素が文の中でもっとも限定的な認識を表わしているということになる。では省略された *in Switzerland* は、文の中でどのように位置づけられるべきであろうか。(18B)の \emptyset が *in Switzerland* であることは、先行文脈(18A)から読みとることができる。ところが(18B)においては、これが表現されていない場合には、判断と直接結びついている *bought it* に対して、より非限定的な要素となると考えられる。すなわち(18B)は、*in Switzerland* という場所的認識を前提として、その大わくの中で、*bought it* という行為が行われたという内容をもつと考えられる。したがって、(18A)と(18B)を日本語にパラフレーズすると、「この時計はスイスで買ったのですか」という問いに対して「はい、(スイスでは)それを買ったのです。」と答えていることになる。さて以上の検討から(18B)の各要素の関係を図示すると次のようになろう。



これと(21)の図とを比較されたい。ここからわかるように、(21)の構造に対して、(23)の構造が相似していないのである。そして、このように両者の論理構造が相似していないゆえに、(18A)の問いに対して、(18B)の答えが不適格なものとなっていると考えられる。したがって、これらを、(17A)に対する(17B)の適格性の構造的理由と合わせて考えると、対話を正しく成立させるためには、両者の認識の論理的な意味での構造的相似性如何が決定的な意味をもつてく

ることが理解できるであろう。そしてとりわけ重要なのは、文中のどの要素が判断と直接結びついているかが、文全体の論理構造を左右するという点である。

さて、以上の考察及び分析手法を用いて、これからいくつかの対話例を取り上げて、その省略の論理構造を検討してみよう。

次の二つの対話を参照されたい。

(24) A: Were you robbed in New York ?

B: a. Yes, I was robbed \emptyset

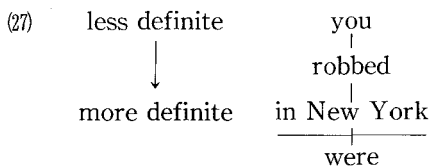
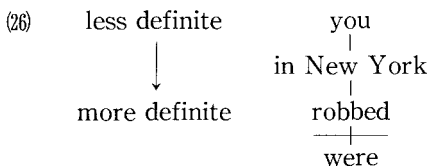
b. *Yes, \emptyset in New York.

(25) A: Were you robbed in New eork ?

B: a. Yes, \emptyset in New York.

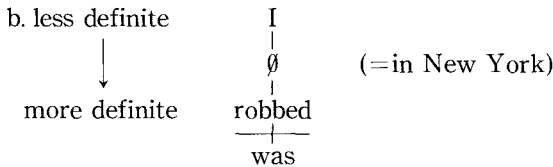
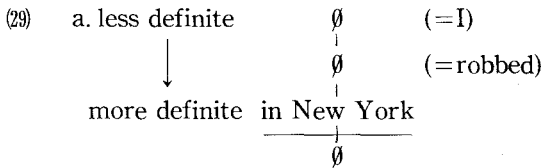
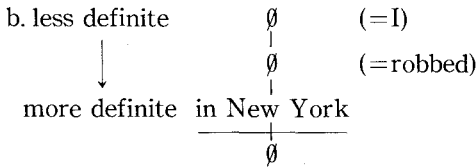
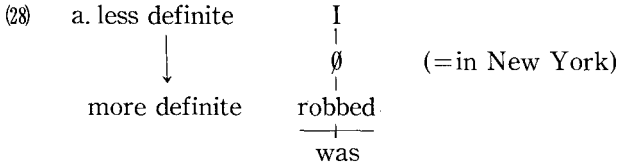
b. *Yes, I was robbed \emptyset .

さて、(24)Aと(25)Aは表面的には同じ内容の問いに見える。ところが、この同じ形式の文は二通りの解釈が可能なのである。すなわち、(24)Aは、「ニューヨークでは強盗にあったのか、あわなかったのか」を問うているのであり、一方(25)Aは、「強盗にあったのはニューヨークでなのか、ニューヨークではないのか」を問うているのである。そうすると、(24)Aと(25)Aは、その文中の各要素間の関係が互いに異っていると考えられる。そこで先に試みた分析手法により、(24)Aと(25)Aの各要素の関係を図示すると、次のようになる。



このように、(24)Aにおける判断の直接の対象は *robbed* であり、一方(25)Aに

おけるそれは, *in New York* であることがわかる。そしてそれに応じて, *robbed* と *in New York* との関係が, (24)A と(25)A とでは逆になっているのである。これで両者の論理構造の相違は明白であろう。次に, これらの問いに対する答えである(24)B及び(25)Bの a, b それぞれにおける各要素の関係は, 順に, 次の(28) a, b 及び(29) a, b のようになろう。



さて, (26)と(28)a とを比較すると, 両者の構造が相似していることがわかる。そしてこれゆえに, (24)Aの問いに対する(24)Baの答えが適格となっていると考えられる。一方, (26)と(28)bを比較すると, 両者の構造が相似していないことがわかる。すなわち, *robbed* と *in New York* の関係が逆になっているので

ある。(26)においては、判断の直接の対象は *robbed* であり、それに対して(28) b においては、それが *in New York* となっている。このように、(18)の対話を検討したときと同様に、(24)の対話においても、問いにおけるより限定的な要素が省略され、それよりもより非限定的な要素が残っている場合には、そのより非限定的な要素が判断と直接結びつき、その結果、これがもっとも限定的な要素となり、それに対応して、先行文脈においてはより限定的な要素であったものが、答えにおいてはより非限定的な要素として把握されていることがわかる。このような、(24)Aから(24)Bb への論理構造の変化を日本語にパラレルズすると、(24)Aの「ニューヨークでは強盗にありましたか」という問いに対して、(24)Bb では「はい、(強盗にあったのは) ニューヨークです」と答えているということである。このように、(26)と(28) b は、構造的に相似していないために、問いに対する答えとしては不適格となっていると考えられる。

次に、(27)と(29)について検討してみよう。まず(27)と(29) a を比較してみると、両者の構造が相似していることがわかる。したがって、(25)Aの問いに対して(25)Ba の答えが適格であるのは、このような構造的相似によるものと考えられる。一方、(27)と(29) b は、前者における判断の直接対象が *in New York* であるのに対して、後者におけるそれは、*robbed* であるというように、構造的に相似していないことが、(25)Aの問いに対して(25)Bb の答えが不適格となっている根拠を示すものであると考えられる。

ここで、これまで検討してきたことを、久野の「制約」との比較において考察してみよう。「制約」は、より重要なインフォメーションを表わす要素を省略して、より重要でないインフォメーションを表わす要素を残した場合には、当該省略文は不適格となるとしているが、前節において検討したように、なぜそうした場合に文が不適格となるのかは説明されていない。さらに、この「制約」によっては説明できない省略現象に関しては、「ペナルティー」によって説明するのである。それに対して私のこれまでの分析においては、文中の各要素を、より非限定的な要素からより限定的な要素へと相対的な区別において把握し、それらと判断との結びつき如何を含めた、先行文脈との

構造的相似性如何を、当該省略文の適格・不適格の根拠としているということである。このように私の分析手法は、久野のそれよりも一歩踏み込んだものと考えてよいであろう。ところでこれまでは、より限定的な要素が省略され、より非限定的な要素が残っている場合、判断の直接の対象がこのより非限定的な要素となり、その結果構造的に相似しなくなり、当該省略文は不適格となるという対話例を検討してきた。だが、より限定的な要素が残っていても、当該省略文が適格である場合もある。それを次節で検討してみよう。

5. 談話法的省略における「構造的相似性」(その2)

次の対話を参照されたい。

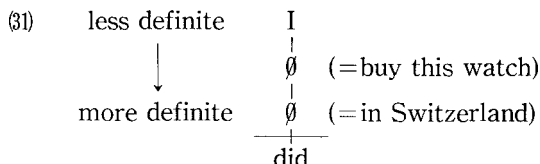
(30) A: Did you buy this watch in Switzerland?

B: Yes, I did.

このAの問いに対するBの答えは、ごく普通に見られるものである。久野はこのBの答えについて、これは「制約」に違反している(つまり、より重要である *in Switzerland* が省略されて、より重要でない *I* が残されている)が、「ペナルティー」の原則により、適格であると説明している。すなわち、英語においては「時制を伴った(助)動詞は、表層においてその主語を欠くことができない」という構文法的制約があるために、*in Switzerland* を省略し、*I* を残したのは「非意図的」違反であるので、Bの答えは不適格とはならないという説明である²⁴⁾。確かに、このような構文法的制約に違反すると (*Yes, Ø did.*) 構文法的には不適格となる。だがこれは、なぜ *I* が省略されると文が不適格となるのかは説明していても、なぜ *I* が残っても、Aに対する答えとして適格であるのかは説明していない。そこで次に、これまでの私の分析手法にしたがって、(30)の対話を検討してみよう。

まず(30)Aの問いにおける各要素間の関係は、(21)を参照されたい。次に(30)Bであるが、*I* に強勢が置かれず普通に発音される場合は、*I* というより(もともと)非限定的な認識を前提として、その大わくの中でのある判断がなされているととえることができる。すなわち、より限定的な要素である *buy this*

watch あるいは *in Switzerland* が省略されていても、*I* が判断と直接には結びつけられないのである。そして先行文脈により、判断の認識 *did* に直接結びついている要素は、*in Switzerland* であると把握される。したがって(30) b の各要素間の関係は次のようになる。



これと(21)を比較すると、両者の構造が相似していることがわかる。そしてこれゆえに、(30) Aの問いに対して(30) Bの答えが適格となっていると考えられる。

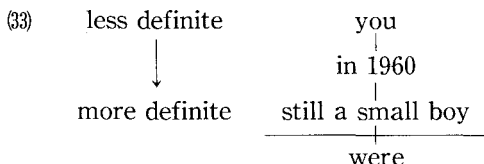
さらに別の対話例を検討してみよう。次の対話を参照されたい。

- (32) A: Were you still a small boy in 1960 ?
 B: a. Yes, I was still a small boy ∅.
 b. Yes, I was ∅ in 1960.

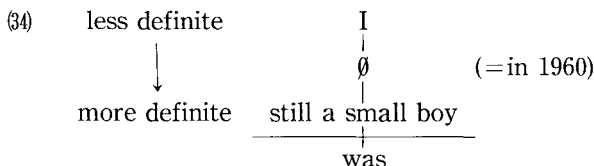
Bの答えを見るとわかるように、aとbでは省略されている要素が異なっているにもかかわらず、両者とも適格な答えとなっている。久野はこの事実に対してほぼ次のような説明をしている。すなわち、*in 1960* が *still a small boy* に対してより古い(より重要度が低い)インフォーメーションを表わしているとすれば、Bbは「制約」違反により不適格となるはずである。しかし Bbの場合は、*in 1960* が「対比的」に用いられていて、そうであれば、これも *still a small boy* と同様に新しい(重要な)インフォーメーションを表わす。「制約」は、インフォーメーションの新旧・重要度が同じ二要素のうち片方を省略することを禁止しないので、したがって、Bbのように *still a small boy* が省略され、*in 1960* が残っても「制約」違反ではないという説明である²⁵⁾。久野のこの説明は、二つの問題を含んでいる。第一に、*in 1960* が「対比的」に用いられた場合は、*still a small boy* と新旧・重要度がなぜ同じになるのか、その根拠が明らかではないということである。第二に、新旧・重要度が

同じであれば、なぜ片方が省略されても当該省略文は適格となるのかの説明されていないということである。それでは、(32)の対話の構造について検討してみよう。

(32)Aは「1960年にはまだ子供だったのか子供ではなかったのか」を問うているとすると、*still a small boy* がもっとも限定的な要素であり、これが判断と直接結びついていると考えられる。したがって各要素間の関係は次のようになろう。



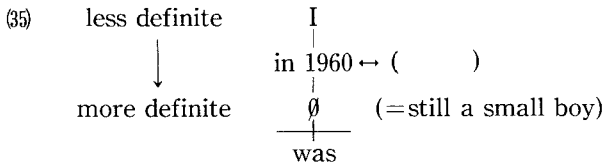
次に(32)Baであるが、各要素間の関係は次のようになろう。



このように、(33)と(34)は構造的に相似しているゆえに、(32)Aの問いに対する(32)Baの答えが適格となっていると考えられる。

次に、(32)Bbであるが、ここでは、(32)Aにおいて判断に直接結びついていた *still a small boy* が省略されているにもかかわらず、残された *in 1960* が判断に直接結びついているとは把握されない。すなわち、*in 1960* という時間的規定を前提とした、その大わくの中である肯定判断がなされていると、*was* という肯定判断の要素が残っているゆえに、扱えられるのである。そして先行文脈との関係から、*still a small boy* が、これは省略されてはいるが判断と直接結びつく要素であることがわかる。さらに *in 1960* は、*still a small boy* よりも非限定的な要素であるが、それと同時に、対比的な認識を表わす要素ともなっている。すなわち、*still a small boy* に対しては、その前提としてより非限定的な認識を表わし、同時に、他の年代との対比的認識をも表わ

しているということである。そこで、(32)Bb の各要素間の関係を図示すると次のようになろう²⁶⁾。



これと(33)とを比較すると、(35)では *in 1960* の認識に対比的認識が重なっているが、構造的には相似していることがわかる。そしてこのことが、(32)Aの問いに対して、(32)Bbの答えが適格となっている根拠であると考えられる。

次に、前々節の最後で検討した、久野が「焦点転移」によって説明している省略現象について検討してみたい。先ず対話を参照されたい。

- (36) A(1): Is it possible to go to the museum on foot?
 B(1): Yes, it's possible.
 A(2): Is it possible to go to the aquarium on foot?
 B(2): Yes, it's possible.
 A(3): Is it possible to go to the stadium on foot?
 B(3): a. No, it's not possible.
 b. No, not to the stadium.

この対話は、Aが「歩いて美術館（水族館，球場）へ歩いて行くことができるのかできないのか」を問い、それに対してBが答えるという流れになっている。したがって久野の考え方によれば、*possible*と *to the museum (aquarium, stadium)*を比較すると、前者がより重要なインフォメーションを表わし、後者がより重要でないインフォメーションを表わしており、そこから、B(1), B(2), B(3 a)の適格性は説明できる。ところがB(3 b)の答えでは、より重要なインフォメーションを表わす *possible*が省略され、より重要でないインフォメーションを表わす *to the stadium*が残っているわけであるから、これは「制約」違反である。しかし答えとしては適格であるということで、久野はこの事実を「焦点転移」によって説明しているのである²⁷⁾。この説明に対する批判は前々節でも述べたが、さらに詳しく検討してみ

よう。

まず基本的に言えることは、「焦点転移」による適格性の説明は、久野のこれまでの省略文に対する不適格性の説明と矛盾するということである。例えば次の対話を参照されたい。

(37) A : Were you born is Tokyo ?

B : *Yes, I was born \emptyset .

久野の「制約」による説明では、Aの問いにおける *born* よりもより重要なインフォーメーションを表わす *in Tokyo* が、Bの答えでは省略され、さらに *born* が残っているために、「制約」違反となりBは不適格となるということである²⁸⁾。ところでBの答えを見ると、この省略文の焦点が、Aの *in Tokyo* から *born* へと「転移」していることがわかる。すなわち、「生まれたのは東京でなのか東京ではないのか」という問いが「(東京では) 生まれた」というように、問いとは焦点の異なる答えに変化しているのである。したがって、「焦点転移」によって省略文の適格性と不適格性を同時に説明することは矛盾していると思える。

次に、(36)B (3 b) において、はたして焦点が移っているのかどうかを検討してみよう。まずこの省略文は、次の二通りに解釈できると思われる。

(38) *No, it is not to the stadium that it is possible to go on foot.*

(39) *No, it is possible to go to the stadium on foot.*

(38)の解釈は、焦点である *to the stadium* とそれに対する否定辞 *not* に加えてその他の省略された要素を補ったものであり、(39)の解釈は、*not* をいわゆる‘negative pro-form for predicate’²⁹⁾と把えて、省略された要素を補ったものである。そうすると(38)は「歩いて行くことができるのは球場へではない」という内容になり、一方(39)は「球場へは歩いて行くことができない」という内容になる。したがって、(36)A(3)の問いに照らし合わせて考えてみると、この問いに対する適格な答えとなっているのは、(39)の方であるはずだ。そうすると、焦点は移っていないことになる。つまり、(36)B (3 b) においては、焦点である要素が省略されて、そうではない要素が残されているということにな

る。久野は、次のような対話における省略についても「焦点転移」によって説明している。

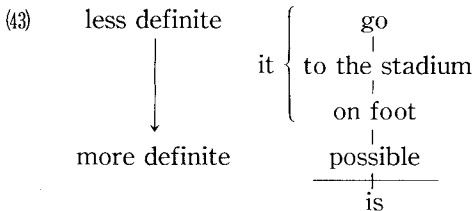
- (40) A: Have you read this book?
 B: No, not that book, but I have read a spy story by the same author.

久野は、この対話の焦点がAの *have read* からBの *that book* へと移行しているとしているが、Bの前半部分は、(36)B(3 b)と同様に次の二通りに解釈できる。

- (41) No, It's not that book that I have read.
 (42) No, I haven't read that book.

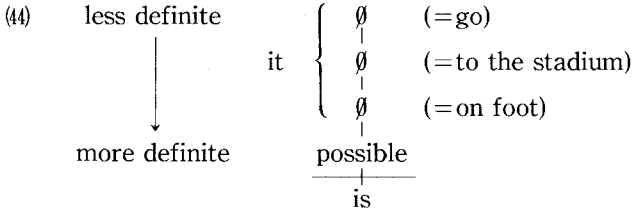
そして、(40)Aの問いに対して適格な答えとなっているのは、(42)の方であるはずだ。何故なら、(42)の解釈では、Aの問いの焦点に対応して答えられているからである。すなわち「焦点転移」は起っていないということである。このように、(36)B(3 b)や(40)Bのような省略に対しては、「焦点転移」によって説明することは困難であることが明らかとなった。久野は、「制約」における相対的重要度の根拠を、当該要素が焦点であるか否かに関わらせている（つまり、焦点がもっとも重要なインフォメーションを表わす要素であるとしている）ために、問いにおける焦点の要素が省略されて、より重要でない要素が残された場合に、その残された要素を焦点と解釈してしまったと思われる。そこで次に、私の分析手法によって、問題の文の適格性を説明してみたい。

先ず(36)A(3)の各要素の関係は次のようになると思われる。



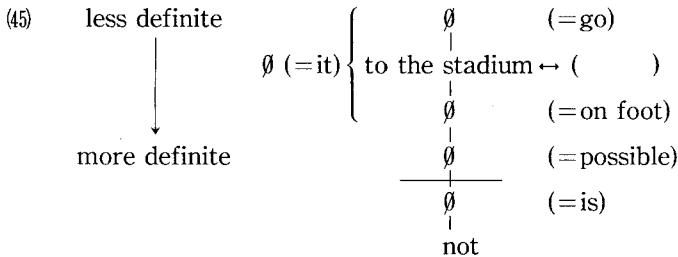
次に、(36)B(3 a) は、もっとも限定的な認識を表わす *possible* が残ってお

り、これが判断と直接結びついていると把握される。さらに先行文脈との関係から、*possible* の前提となっている。省略されたより非限定的な認識を表わす要素がわかる。したがって、これらの関係は次のようになろう。



さて、(43)と(44)を比較してみると、両者は構造的に相似しており、これが(36) A(3)の問いに対する(36) B(3 a) の答えの適格性の根拠であると考えられる。

次に(36) B(3 b)においては、より非限定的な要素である *to the stadium* が残っている。ところで、先の検討からも明らかなように、これが判断と直接結びつく(すなわち例の解釈)と把えると、問いに対する答えとしては不適格となる。したがって、この省略が適格であるということは、*to the stadium* がより非限定的な要素であり、これを前提としたある判断がなされていると把えられる。さらに *not* という否定判断の認識が表現されていることにより、先行文脈における判断が否定されたと把握され、さらにその判断に結びつく要素を把えることができると思われる。また、*to the stadium* は、より非限定的な要素であると同時に、他の歩いて行ける場所に対する対比的認識をも表わしていると把握できる。以上のことから、(36) B(3 b) の各要素の関係を図示すると次のようになろう。



それを(43)と比較すると、(45)においては、*to the stadium* に対比的認識が重

ねられ, not という否定判断の要素が加えられているが, 両者の構造は相似していることがわかる。そしてそれが, (36)A(3)の問いに対する(36)B(3 b)の答えの適格性の根拠となっていると思われる。

以上, 対話における談話法的省略の適格性如何を, 各要素の相対的限定性把握を基礎とした「構造的相似性」という概念によって説明してきたが, これまでは, 省略されていても, 残された要素によって, 先行文脈と構造的に相似しているあるいはしていないと把握するプロセスについて, まとまっまかたちでは十分述べてこなかった。そこで最後にこのことについて少し考えてみたい。

6. 「構造的相似性」把握のプロセス (補説)

先ず, 省略文において判断の認識を表わす要素が省略されている場合を考えてみよう。この場合には, 残された要素が直接判断と結びつくものと扱えられる。次の対話を参照されたい。

(46) A: Did you buy this perfume in Paris.

B: Yes, \emptyset in Paris.

(47) A: Were you already born in 1960?

B: *Yes, \emptyset in 1960.

(46)Aの問いにおいて, 直接判断と結びつけている要素は *in Paris* である。(46)Bにおいては, *in Paris* が残っているが, これが判断と直接結びついている要素と把握される。なぜなら, 問う者は答える者にある判断を要求しているのであり, 答えの中にその判断の手がかりを見出さなければならない。そして, 答えの中に判断を表わす要素が省略されている場合は, 残された要素について直接判断がなされていると捉えざるを得ないのである。こうして(46)Bでは, *in Paris* に対しての肯定判断がなされていると捉えられ, さらに先行文脈から *in Paris* の前提であるより非限定的な要素を逆にたどることが可能となり, 問いの文と構造的に相似していることを確認できるものと思わ

れる。一方(47)Aが, *already born* を直接対象とした肯定もしくは否定の判断を要求しているのに対して, (47)Bは, *in 1960* を残しており, これを直接対象とした肯定判断と捉えられ, (47)Aと(47)Bが構造的に相似していない, すなわち, 問いに対する答えとしては不適格であると捉えられるのである。

次に, 判断の認識を表わす要素が残されている場合を考えてみよう。ここでは, 二つの場合を考えてみる。まず, 判断を表わす要素と, それと形式的に直接結びついている述部要素がいっしょに残されて, 他の要素(主語を除く)が省略されている場合である。この場合には, 先行文脈において判断がどの要素と直接結びついていたかに関わらず, その述部要素が直接判断と結びつけられて把握されると思われる。次の対話を参照されたい。

(48) A: Were you robbed in Tokyo?

B: Yes, I was robbed \emptyset .

(49) A: Were you robbed in Tokyo?

B: *Yes, I was robbed \emptyset .

(48)Aあるいは(49)Aにおいて, 判断を表わす要素 *were* と *robbed* は形式的に結びついているが, (48)Aは, 「強盗にあったかあわなかったか」を問うており, 内容的にも *robbed* と *were* は直接結びついているが, (49)Aの方は「強盗にあったのは東京でなのか東京ではないのか」を問うていて, 内容的には *were* は *Tokyo* と結びついている。ところが(48)Bと(49)Bにおいては, *in Tokyo* が省略されており, その場合, *were* と *robbed* とは形式的にも内容的にも直接結びつけられる。すなわち, いずれの場合も *robbed* について直接判断がなされていると捉えられる。こうして, (48)Bの場合は, *robbed* についての肯定判断がなされていると把握され, さらに, 先行文脈によりその前提となっている要素をたどって, (48)Aと構造的に相似していると把握できるのである。一方(49)Aと構造的に相似していないことが理解できるのである。

次に, 判断の要素と, それとは形式的には結びついていない要素がいっしょに残されている場合である。この場合には, 判断の要素は先行文脈の判断と対応していると把握されると考えられる。次の対話を参照されたい。

- (50) A: Did you find this letter on the front lawn?
B: Yes, I did.
- (51) A: Did you stay in a hotel in Paris?
B: No, not in Paris.

(50)Aにおいては、*on the front lawn* が判断に直接結びつく要素である。(50)Bでは、*did*がAとの関連で、Aの*did*に対応した要素であると把握され、さらにこの肯定判断の前提となった要素をたどることができて、Aと構造的に相似していると扱えられるのである。一方(51)Aにおいては、*stay in a hotel*が直接判断に結びつく要素である。次に(51)Bを見ると、否定判断を表わす *not* が表現されており、これがAの判断と対応したものと把握され、さらにそれに結びついている前提となった要素をたどることができて、Aと構造的に対応していることが認識できるのである。

以上、前節までの考察の補説として、どのように「構造的相似性」如何を把握できるのかを考えてきたが、この「構造的相似性」という概念が、対話以外の他の談話における談話法的省略現象に適用できるか否かは今後の研究課題としたい。

(昭和 59 年 5 月 18 日 受理)

(註)

- 1) この分野の研究動向については、寺津(1983)、井上(1983)、及び T. Givón(ed. 1979) pp. x iii ~ x x を参照されたい。
- 2) 寺津 (1983) は、次の三つのタイプの言語事象の研究の必要性を述べている。(pp. 118-119)
 - a. 一文を対象とするだけで十分に説明可能な言語事象
 - b. 一文を対象とすることで今まで一見説明可能であると考えられていたが、実際は、一文を越えた文連結、即ち、談話を対象としなければ、妥当な説明が与えられない言語事象
 - c. 一文を対象としているだけでは、問題とされ得なかった言語事象
- 3) この原則は、Kuno (1978 a) において初めて提案されている。
- 4) 以下、Speaker A をたんに A、Speaker B をたんに B とする。

- 5) 久野 (1978 b), pp. 15-16.
- 6) *ibid.*, pp. 17-19.
- 7) *ibid.*, p. 39.
- 8) *ibid.*, pp. 39-41.
- 9) Kuno (1980), p. 126.
- 10) *ibid.*, p. 126.
- 11) Kuno (1982), p. 37.
- 12) *ibid.*, p. 38.
- 13) 具体的な例文の考察に関しては, Kuno (1982), p. 39 及び久野 (1983), pp. 118-120 を参照されたい。
- 14) この点に関して Kuno (1982) は次のように述べている。
 …the part of an answer that corresponds to the focus of the question is the most important part of the sentence. (p. 38)
- 15) Kuno (1982), p. 40 及び久野 (1983), pp. 120-121.
- 16) Kuno (1982), p. 41.
- 17) この対話例は, Kuno (1982), p. 43 の37の例を, 説明を簡潔にするために短かくまとめたものである。
- 18) Kuno (1982), pp. 43-44 及び久野 (1983), pp. 122-124.
- 19) 久野 (1983), p. 124.
- 19) Kuno (1982), p. 44.
- 21) 久野 (1983), p. 122.
- 22) この図において, *less definite* → *more definite* の → は, 文中の各要素がより非限定的なものからより限定的なものへと段階的に構成されていることを示し, さらに, *buy a watch* と *did* との間の — は, 判断の認識と判断の対象とを区別していることを示すものである。今後提示する図においても, これらをこれと同様の意味で使用していく。
- 23) 英語においては, 否定の判断を表現する *not* と異なり, 肯定の判断の認識は必ずしも表現されるとは限らないのであるが, たとえ表現されなくても, そこに肯定判断の認識が存在することは理解できるのである。なお, 判断と表現との関係もさらに厳密に検討すべき課題であるが, それは別の機会に譲ることにする。
- 24) Kuno (1982), pp. 41-42.
- 25) 久野 (1978 b), pp. 31-32
- 26) 図において, *in 1960* の右側にある ←→ () は, 他のものとの対比的認識を表わしている。
- 27) Kuno (1982), pp. 44 及び久野 (1983), pp. 122-123.
- 28) Kuno (1982), p. 37.
- 29) Quirk et. al. (1972), pp. 582-583, 698-699.

なお本文の分析に使用した例文は、すべて久野の使用したものと及びそれらをパラフレーズしたものである。

References

- Givon, T. (ed.) (1979), *Syntax and Semantics 12*, Academic Press, New York.
- 井上和子(1983), 「文一文法から談話文法へ」, 月刊『言語』, Vol. 12, No. 12, 大修館書店, pp. 38-46.
- Kuno, S. (1978a), "Two Topics on Discourse Principles", *Descriptive and Applied Linguistics : Bulletin of the ICU Summer Institute in Linguistics XI*, ICU, Tokyo, pp 1-29.
- 久野 暉 (1978 b), 『談話の文法』, 大修館書店。
- Kuno, S. (1980), "Functional Syntax", in E. A. Moravcsic and J. L. Wirth (eds.), *Syntax and Semantics 13*, Academic Press, New York, pp. 117-135.
- Kuno, S. (1982), "Principles of Discourse Deletion", *Preprints of the Plenary Session Papers*, The XIIIth International Congress of Linguistics, August 29-September 4, 1982, Tokyo, pp. 36-46.
- 久野 暉 (1983), 『新日本文法研究』, 大修館書店。
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1972), *A Grammar of Contemporary English*, Longman, London.
- 寺津典子 (1983), 「談話構造研究の動向」, 月刊『言語』, Vol. 12, No. 2, 大修館書店, pp. 118-126.

直喩文の構造と機能

橋本邦彦

The Structure and Function of Simile Sentences

Kunihiko HASHIMOTO

Abstract

The aim of the present article is to clarify the structure and function of simile sentences. The structure consists of a topic element, a focus element, a simile element and a mark of subjectivity, and the first three elements make a certain relation of hierarchy. The function is defined as the reciprocal action of these elements, that is, "the predication bound by the modification". Through the above argument, the popular claim that the function of similes is comparison of similarities is rejected as an inadequate one.

1. はじめに

直喩文の基本形は、3つの要素から成る。

(1) A Verb (C) LIKE/AS B¹⁾.

A, B, Cの各要素には、色々な名称がつけられているが、ここでは、Aを「主題要素 (topic element)」、Bを「直喩要素 (simile element)」、Cを「焦点要素 (focus element)」と呼ぶことにしよう²⁾。

直喩文には、Aの主題要素とBの直喩要素とは必要不可欠であるが、Cの焦点要素はなくてもよい。焦点要素を含む直喩文を「顕わな直喩文 (overt simile sentence)」、含まない直喩文を「覆われた直喩文 (covert simile sentence)」として区別することができる。

直喩文の機能は、一般に、主題要素と直喩要素との間の類似性の比較と考

えられている。たとえば、Beekman and Callow (1974: 127) では、直喩文を次のように定義している。

- (2) A simile is an explicit comparison in which one item of the comparison (topic element) carries a number of components of meaning of which usually only one is contextually relevant to and shared by the second item (simile element).

〈 () 及び下線は筆者による。〉

比較が直喩文の中心的な機能であるならば、3つの要素の作用の仕方は、最初に主題要素と直喩要素とが同一平面上に並置され、結び合わされ、次に双方の結合点となる焦点要素に方向づけられる、ということになる。これを図示すると、次のようになる。

- (3) [A#B] → C

〈Aは主題要素、Bは直喩要素、Cは焦点要素、#は並置による結合、[……]は結合の領域、→は結合の方向を示す〉

本稿の主な目的は、このような類似性の比較という直喩文の機能の捉え方を具体例をあげて再検討し、その問題点を指摘し、代案を提示することにある。

2. 類似性の比較をめぐる問題点

- (4) My brother is tall as a giraffe.

「類似点の共有に基づく比較」という定義に従って分析すると、“my brother”と“giraffe”とは、[+tall]という意味特性 (semantic features) を共有していると考えられる。問題は、この意味特性の認定をめぐる生じてくる³⁾。普通名詞“giraffe”の意味特性の中には、固有に [+tall] が含まれているかもしれないが、特定の指示対象を示す“my brother”には、この特性は、固有には含まれていない。

文(4)のように、特定の指示対象を示す名詞と一般的な指示対象(たとえば、「種 (species) 」)を示す名詞との、この順序での結び付きは、直喩文では普通に観察できるものである⁴⁾。

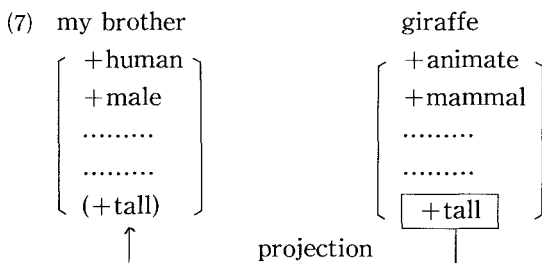
- (5) a. His clothes were white as snow. (Matthews 28 : 4)
 b. My throat is as dry as dust. (Psalms 22 : 14)
 c. They are as tall as a tree and as big round as a church.
 (Huckleberry Finn)⁶⁾

(5)の各文からわかるように、主部の位置に立つ名詞は、文脈により特定化できるものが多いのに対し、述部の直喩要素である名詞は、それ自体で特定化できるのである。

では、文(4)の共通の意味特性と目される〔+tall〕は、“my brother”へどのようにしてもたらされるのであろうか。Miller (1979)は、直喩要素の意味特性が主題要素へ移行することにより、類似性の比較が成立すると主張する。

- (6) Before the referent (=topic element) of a simile is added to the image, certain features are transferred to it from its relatum (= simile element)⁶⁾. (p. 221) < ()は筆者による。>

これによると、文(4)の意味特性〔+tall〕は、次のような形で移行することになる。



移行により直喩要素の意味特性が失なわれることを避けるために、「移行」を「映写 (projection)」という概念に置き換えるのが適切であろう。こうすれば、主題要素に新たに意味特性が付加される一方、直喩要素の当該の意味特性も手つかずのまま残されることになる。

- (8) 意味特性映写規約 (The Projection Convention of Semantic Feature (s))

類似性の比較を成立させるために、直喩要素の意味特性を一定の数だけ主題要素の意味特性行列 (matrix of semantic features) に映写せよ。

この説明の仕方には、しかしながら、次の三つの問題点がある。

第1の問題点は、文法的主語をもたない直喩文の場合に生じる。

- (9) a. Don't stupid like a horse or a mule. (Psalms 32 : 9)
- b. Be as subtle as serpents and as guileless as doves. (Matthews 10 : 16)

類似性の比較を成立させるためには、(9 a) では、直喩要素 "horse", "mule" の意味特性 [+stupid] を、(9 b) では、"serpents" の意味特性 [+subtle] と "dove" の [+guileless] を、それぞれ主題要素に映写しなければならない。けれども、映写を被るはずの主題要素は、文法上は存在していない⁷⁾。

第2の問題点は、直喩要素の意味特性自体にかかわっている。

- (10) if you have faith as big as a mustard seed (Matthews 17 : 20)

もし直喩要素 "mustard seed" から主題要素 "you" へ意味特性が映写されるのであれば、それは [+small] でなければならない。なぜなら、 [+small]こそが、"mustard seed" の固有の意味特性だからである。ところが、実際に文(10)の直喩文を成立させている意味特性は [+big] である。いったい直喩要素は、この相矛盾する意味特性を、どこから引き出してきたのであろうか。

さらに、次の文に目を転じていただきたい。

- (11) a. The present minister of Japan was drunk like a parson yesterday.
- b. The motor which our old professor invented is useless like a headache.

直喩要素が固有に持つ意味特性は、概ね、次に列挙するようなものであろう。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|-------|---------------|---------------|--------------------|-------|---|----------------|-------|----------|-------|---------------|-------|
| (12) a. parson | b. headache | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr><td>+human</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> <tr><td>+professional</td></tr> <tr><td>+Christianity</td></tr> <tr><td>+Church of England</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> </table> | +human | | +professional | +Christianity | +Church of England | | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr><td>+physiological</td></tr> <tr><td>+sick</td></tr> <tr><td>+painful</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> <tr><td>+part of head</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> </table> | +physiological | +sick | +painful | | +part of head | |
| +human | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| +professional | | | | | | | | | | | | | |
| +Christianity | | | | | | | | | | | | | |
| +Church of England | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| +physiological | | | | | | | | | | | | | |
| +sick | | | | | | | | | | | | | |
| +painful | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| +part of head | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

この意味特性行列から、映写される意味特性〔+drunk〕と〔+useless〕をそれぞれ予測することは難しい。その理由は、これらの意味特性は、少なくとも、“parson”や“headache”の第一義的な意味を構成してはいないからである。もし、意味特性の移行もしくは映写にこだわるのであれば、(11)の各文の直喩要素には、主題要素に付与すべき共有特性が含まれていないことになり、類似性の比較も成立しないことになる⁸⁾。

以上2つの問題点が解決されない限り、Miller(1979)の意味特性移行理論、あるいは、その修正案の意味特性映写理論は、主題要素と直喩要素とに共有特性を妥当なやり方で結び付けることはできないのである。

文(4)に戻ると、“my brother”に付与される〔+tall〕は、述部の焦点要素により叙述されることによって初めて明らかになることに気がつく。

(13) My brother is tall.

つまり、意味特性〔+tall〕のあり方が、主題要素と直喩要素との間で異なるのである。主題要素“my brother”は述部により叙述されることで認定されるが、直喩要素“giraffe”の方は、語彙特性という面から単独で認定されるのである。したがって、(3)のように、直喩文の機能を類似性の比較に求めるという考えには、不備な点があると言わざるを得ない。

第3の問題点は、動作、過程、状態等を表わす記述的な動詞を述語にもつ直喩文に生じる。このような直喩文では、共通の意味特性を明示してくれる焦点要素をもたない傾向がある。

- (14) a. He protects me like a shield. (Psalms 18 : 2)
 b. They swarmed around me like bees. (Psalms 18 : 10)

これは、動詞自体の含む意味特性が、直喩要素の意味特性と呼応して、新たに意味特性を指定する焦点要素の導入の必要性を排除しているからであるように思われる。

たとえば、(14 a)では、動詞“protect”の含意する〔+safe〕, 〔+reliable〕等の意味特性が、“shield”の有する同じ類の意味特性と呼応しているのである。したがって、“in safety”のような焦点要素を加えて、あえて冗長な表現をとる必要性はないのである。いわば、述語動詞が焦点要素の役割を代行していると考えてよいだろう。これに反して、主題要素“he”と述語動詞“protect”との間には、こうした意味特性の呼応関係は成立しない。

(14 b)でも、“swarm”の含意する〔+noisy〕, 〔+numerous〕等と“bees”の有する意味特性とが呼応し合っているのに対し、“they”と“swarm”の方には、このような呼応関係は存在していない⁹⁾。

3. 直喩文の機能

上記から導き出せる事柄は、次の通りである。

主題要素と直喩要素との類似性の比較という点から直喩文の機能を把握するのは、全くの誤りではないにせよ、不適切である。直喩要素は、むしろ、同一述部内の要素との関係の方が、主題要素との関係よりも強い。普通の陳述文の場合と同様に、直喩文でも、主題要素が主語として述部によって叙述されていると考えるならば、直喩要素を含めた述部全体が1つの統一要素として主題要素を叙述していると考えることができる。

具体例を用いて説明してみよう。

(15) His hair was white as wool. (Revelation 1 : 14)

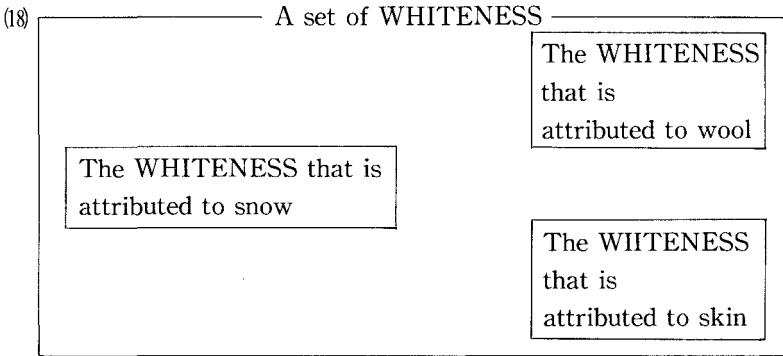
文(15)は、述部の焦点要素として形容詞“white”を含む例である。まず、この文を主部と述部とに分ける。

(16) (His hair) [was white as wool] ¹⁰⁾
Subj. Subj. Pred. pred.

直喩文で最初に注目されるのは、述部である。焦点要素“white”の中心的

な特性を〔WHITENESS〕で示す。〔WHITENESS〕は、総称的・抽象的な性質の集合を示し、具体的な個体の特性の一部としてのみその存在を保証されている。

しばらくの間、“like”や“as”の機能を無視し、“white”と“wool”とを直結させて考えると、直喩要素“wool”は、〔WHITENESS〕という総称的な特性の集合を“wool”の特性の〔WHITENESS〕によって限定していると考えることができる。すなわち、総称的な〔WHITENESS〕の帰属し得る対象(個体、もしくは個体の集合)を特定していると考えることができる。



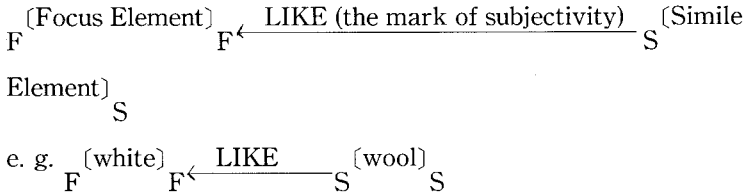
総称的な〔WHITENESS〕は、たとえば、“snow”、“skin”、“rose”等の個体/個体の集合に帰属する。言いかえれば、これらの個体/個体の集合から抽象された特性が、総称的な〔WHITENESS〕であるということになる。したがって、特定の対象を指定することは、総称的な〔WHITENESS〕の帰属先を限定するだけでなく、漠然とした抽象的な表示を明確な具体的な表示へと引き上げるのである。

ここで注意しておきたいのは、(15)の直喩文は「毛糸の白さ」について陳述しているのではなく、あくまでも「毛糸のような白さ」について陳述しているということである。「毛糸のように白い」と言うときに、それは主観的な視点から語られている。話者は、己れの抱くイメージや経験などにもとづいて、直喩要素“wool”を選択するのである。それゆえ、直喩文に必須の“as”や“like”のような要素は、話者の直喩要素の選択の主観的判断を示す主観性

(subjectivity) の標識なのである。

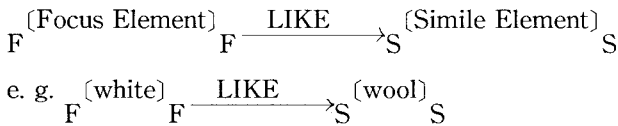
これまでの内容をまとめると、直喩要素の機能は、同一述部内の焦点要素を限定するところにある、ということになる。これを図式化すると、次のようになる。

(19) 限定モデル (1)



(19)のモデルに対して、焦点要素が直喩要素の特性の1つを限定しているのであると、正反対の観点から考えることも可能である。

(20) 限定化のモデル (2)



語彙項目 (lexical items) が意味特性の束からなると仮定する理論に拠るならば、“wool”を構成する複数の意味特性から、焦点要素の指定により、[+white]が選ばれるのである。

しかしながら、これまでの分析結果に加えて、少なくとも次の3つの事実から、この種の考えは支持できないように思われる。

第1に、限定する要素を主語に、限定される要素を述語にとった場合の意味上の適格性の違いである。

- (21) a. Wool is white. paraphrase → The whiteness is attributed to wool.
 b. *Whiteness is wooly. paraphrase → *The wool is attributed to whiteness¹¹⁾.

(21 a) のような平叙文は意味的に適格であるが、それは「白さ」が「毛糸」に帰せられるという帰属関係を成り立たせているからである。一方、(21 b) のような平叙文の意味的不適格さは、「毛糸」が「白さ」に帰せられるという帰属関係の不適格さによるのである。帰属関係は、限定の仕方（方向）を反映しているから、直喩要素の焦点要素への限定の方が、その逆の方向の限定よりも妥当である。

第2は、覆われた直喩文 (covert simile sentences) の場合である。この型の直喩文は、焦点要素の不在を特徴としている。

(22) His hair was as wool.

もし、限定作用が焦点要素から直喩要素へ至るのであれば、(22) のような文では、限定する要素が欠如することになる。反対に、直喩要素から焦点要素へ限定が及ぶのであれば、直喩文においては直喩要素はかならず存在していなければならないのだから、限定する要素の存在は確保されることになる。

(23) His hair was Δ as wool.

(24) $\left[\begin{array}{c} \Delta \\ F \end{array} \right] F \xleftarrow{\text{LIKE}} S \left[\begin{array}{c} \text{wool} \\ S \end{array} \right]$

焦点要素に当たるダミー記号は、コンテキストとの関連から特定化されていくものと考えられる。

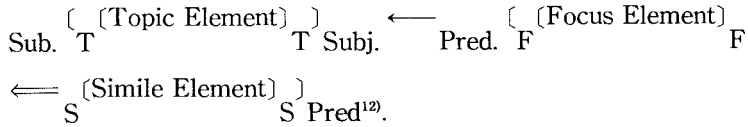
第3に、直喩表現から派生した複合語の形成の仕方は、「焦点要素—直喩要素」の順ではなく、「直喩要素—焦点要素」の順である。

- (25) a. silent as stone \longrightarrow stone-silent (おし黙って)
 b. deaf as stock \longrightarrow stock-deaf (かなつんぼの)
 c. white as snow \longrightarrow snow-white (真白な)

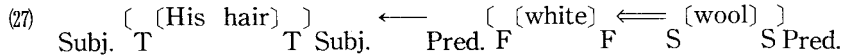
英語の限定要素 (modifier) の限定の仕方は、一般に、「限定要素—被限定要素」の順である事実と(25)の各例を照らし合わせてみるならば、限定の方向は、直喩要素から焦点要素に及ぶと主張することができる。

以上のようにして、述部内で直喩要素が焦点要素を限定した後で、今度は、述部全体が主部を叙述する。

(26) 直喩文の限定と叙述のモデル



これを文(15)に適用すると、次のようになる。



(27)の作用の仕方は、(3)の作用の仕方と根本的に異なる。(3)では、最初に主題要素と直喩要素とが同一平面上に並置されていたのに対し、(27)では、最初に作用し合うのは直喩要素と焦点要素である。すなわち、(3)では、主題要素と直喩要素とが同じレベルで焦点要素に対するのにくらべ、(27)では、直喩要素と焦点要素とが同じレベルを構成して主題要素に対するのである。

直喩文では、焦点要素の直喩要素による限定という過程を経た後、両者が1つの統一要素として主部に当たる主題要素を叙述するのであれば、それは、非直喩文(平叙文)の叙述の仕方とどのような点で異なるのであろうか。

- (28) a. His hair is white.
b. His hair is white as wool.

(28 a)の文は、非直喩文であるが、述部の“white”は叙述することによってはじめて、その帰属先の“his hair”を見出す。この場合の〔WHITENESS〕は、中立的/総称的である。文の意味する事実も、あくまでも客観的な視点から語られている。

一方、(28 b)は直喩文であるが、直喩要素“wool”によって限定された“white”が“his hair”に帰属する。この場合の〔WHITENESS〕は、限定的/特称的である。文の意味する事実も、話者の主観的な視点から語られており、〔WHITENESS〕の限定化に関しては、他の選択項目の可能性を暗示している。“snow”の〔WHITENESS〕ではなく、また、“flower”の〔WHITENESS〕でもなく、ほかならぬ“wool”の〔WHITENESS〕であるというよう

る。

そのことは、(28)の各文に対応する否定文を作ることによって明らかにされる。

- (29) a. His hair is not white.
 b. His hair is not white as wool.

(29 a) では、述部全体が否定されており、たとえば、“but black (or red, brown, etc.)” が後続し得る。一方、(29 b) は、述部の一部、直喩標識プラス直喩要素の“as wool”だけが否定されており、たとえば、“but as snow (or flower, paper, etc.)” が後続し得る。

今まで展開してきた直喩文の機能とその作用の仕方を、記述的な動詞を述部を含む直喩文に適用してみる。

- (30) a. I trample on them like mud in the street. (Psalms 19 : 42)
 b. He waits in his hiding place like a lion. (Psalms 10 : 8)

述部が記述的な動詞を含むときに、焦点要素は、この動詞自体の内に暗示されている場合が多いと考えることができる¹³⁾。したがって、直喩要素の限定作用は、直接に当の動詞に及ぶ。

まず、述部が取り出される。

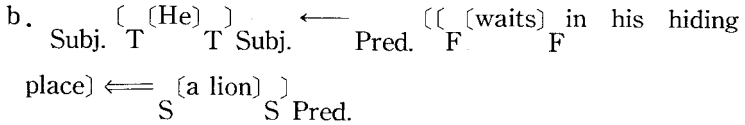
- (31) a. trample on them like mud in the street
 b. waits in his hiding place like a lion

次に、述部の動詞と直喩要素との間に、限定の関係が成立する。

- (32) a. [trample on] \leftarrow [mud in the street]
 F F S S
 b. [waits] \leftarrow [a lion]
 F F S S

最後に、他の構成要素をも含めた述部全体が、主部を叙述する。

- (33) a. [[I]] \leftarrow [[trample on] them] \leftarrow
 Subj. T T Subj. Pred. F F
 S [mud in the street]]
 S Pred.

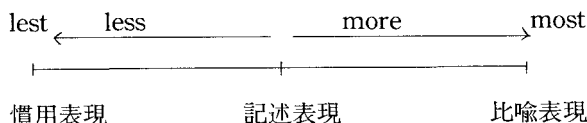


4. ま と め

私たちは世界を把える際に、現にあるがままの物自体 (Ding an sich) としての世界を把えているのではなく、知覚を通して経験された世界、精神によって無意識 (非定立的意識) のうちに構成し直された世界を把えている。もっと言うなら、精神の網目に定位づけられた概念 (concepts) としての世界を把えているのである。Jackendoff (1983) では、前者を「現実の世界 (real world)」, 後者を「映写された世界 (projected world)」と呼び、言語によって運ばれる情報は、映写された世界についてのものであると述べている (p. 29)。もしそうであるならば、世界の或る事態について語るときには、話者の視点/主観性というフィルターを通して把えられた事態を語ることになり、したがって、それに対応した言語表現 (linguistic expressions) が選択されることになる。言語の含む文法や語彙項目自体は中立の状態に置かれているのであるが、それらがひとたび特定の事態を表示するために用いられるときには、それに対応した言語表現は、話者の視点/主観性の影響を直接的に被るのである。映写された世界の事態について語る言語表現は、話者の視点/主観性の枠内にある映写された世界に属するのであって、いわゆる客観的な現実の世界に属するのではないのである。

こうした言語表現自体には、おそらく、話者の視点/主観性の介入の顕著さの程度を示すハイアラキーが存在するであろう。たとえば、あいさつのような決まりきった表現形式からメタファーのような創造的な表現形式に至るまでの間には、話者の視点/主観性の顕著さの度合を示す様々な段階が見出せるはずである。試みに、あいさつのような慣用表現を一方の端に、メタファーのような比喻表現をもう一方の端に置いて、次のような視点/主観性の顕著さを測る物さしを仮定してみよう。

(34) 視点/主観性の顕著さの物さし

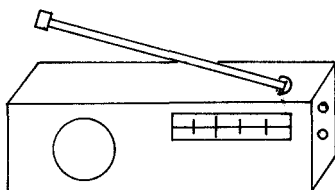


すべての言語表現は、この物さしのどこかに位置づけられる。但し、どこに位置づけられようとも、それは程度の差であって、この物さし自体は映写された世界に属し、したがって、話者の精神の内に存在するものなのであるから、視点/主観性の影響から免れることはない。たとえば、(34)の物さしの中央を占める記述表現に属する文を考えてみよう。

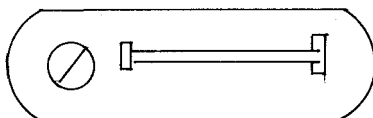
- (35) a. This radio is square.
b. This radio is ellipsoidal, too.

(35)の各文は、“this radio”が同一物を指示するときに、互いに矛盾し合っているように思われる。どちらも、一見、客観的な視点から語られているからである。しかし、文(35 b)は、同じ物体を真上から見た場合には適切である。(35)の各文は、互いに矛盾し合っているのではなく、補い合っているのである。

(36) a.



b.



これは、人間の知覚の様式に対応している。客観的な記述文であっても、映写された世界について語るという制約によって、視点/主観性(世界に対する話者の態度)を潜在させているのである。

(34)の物さしに照らしてみると、直喩文は比喩表現として右端に近い場所に位置づけられる。直喩文は、“as”や“like”といった主観性の標識により視点/主観性を明示しているのであるから、世界の事態の内容の記述というよりは、むしろ、その事態に対する話者の態度に特に焦点が当てられているように思

われる。それが、記述文ではなくて直喩文という視点/主観性の顕著さの強い表現形式を選ばせているのである。

先に、直喩文の機能を「限定による叙述」と規定した。もっと詳しく述べるならば、直喩要素の焦点要素への限定により主題要素を叙述するところに直喩文の本質的な機能が存在するとした。この限定による叙述を通して、主題要素の或る特定の側面がきわだたされるわけである。

(37) a. Her skin is white as snow.

b. Her skin is tender as snow.

たとえば、(37)の各文は、同じ対象について同じ直喩要素を用いて叙述しているが、主題要素のきわだたせられている側面、すなわち、視点/主観性の当てられている部分が異なっている。(37 a)では、“her skin”の色についてある種の価値/イメージ(“snow”によって限定された「白さ」)が付与されるのに対して、(27 b)では、“her skin”の感触についてある種の価値/イメージ(“snow”によって限定された「肌ざわり」)が付与されている。この事実は、(35)の2つの文の間に成立する関係と等価の関係をもっているようにみえる。但し、(35)と(37)の文の相違は、前者では視点/主観性が潜在化しているのに対して、後者ではそれが顕在化している点にある。

直喩文が固有にもっている視点/主観性の「顕在性」が、従来この分野で唱えられてきた直喩文の機能、すなわち、「主題要素と直喩要素の類似性の比較」とか「類似性の比較による主題要素の強調」とかの源になっている。けれども、このような機能と思われてきたものは、「限定と叙述」という過程から生じる二次的な派生的効果にすぎないのであって、けして一次的な機能としてあげるべきではないのである。

直喩文の機能は、同一文内の基本的な3つの要素、主題要素、焦点要素、直喩要素のもつ各々の固有の役割を、「限定—叙述」という原理に従って動かすことにより初めて成立するのであって、いわば各要素の作用の全体を指すと規定するのがもっとも適切であろう。

付録 静態的な含意と動態的な含意

語彙は、一義的な意味を確定する意味特性 (semantic features) と二義的な意味を確定する含意 (connotations) とから成り立っていると仮定することができる。直喩文がどちらにより重要な役割を付与するかは、唯一的に指定できない。

- (1) a. She's forty, and as tough and as sour as this bit of lemon-peel. (Thackeray : Book of Snobs)
 b. He can be as obstinate as all the donkeys on Dartmoor when he pleases. (E. Phillpotts : Widcombe Fair¹⁴⁾)

文 (1 a) の直喩要素 "lemon-peel" の意味特性に [+tough, +sour] が含まれているとするならば、この直喩文では、意味特性が重要な役割を演じていることになる。一方、文 (1 b) の直喩要素 "donkey" の意味特性に [+obstinate] が含まれているかどうかについては、意見の分れるところであろう。[OBSTINACY] とは、主観的評価の色合いが強いためである。ここでは、含意が問題になってくる。

ある語彙に特定の連想が結びつく場合に、含意、あるいは含意的意味 (connotative meanings) が問題になる。含意は、Crystal (1980) で次のように定義されている。

- (2) A term used in semantics as part of a classification of types of meaning. Its main application is with reference to the emotional associations (personal or communal) which are suggested by, or are part of the meaning of linguistic unit, especially a lexical item.

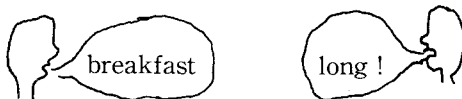
語彙が社会的・慣習的背景の中で、あるいは、個人の特有性に支えられて、特定の連想と結びつくときに、その語彙は含意をもつのである。確かに、含意は、語彙の弁別的価値を決定する意味の一部分ではないにせよ、その語彙が、語る人間にとっていかなる相対的価値を有しているのかを測る標識となる。

- (3) a. His face is brown like coffee-berry.

b. His face is long like breakfast.

文(3 a)は, "coffee-berry" を構成する意味特性のうち, 色を指定している。これは, 客観的に指示できる特性である。他方, (3 b)は, "breakfast" という語彙によって惹き起こされる主観的な連想を示している。

(4)



この連想は, 社会的なコンセンサスを得ている場合には, "breakfast" の含意的意味の一部として, この語彙の内に沈澱しているのである。それが, 直喩文の中で焦点要素としての資格を得ることによって, 顕在化したとってよいだろう。

多くの直喩文では, このように, 含意が中心的な役割を担う。含意は焦点要素として活性化されなければ, 語彙の中に埋もれたままである。含意は, 意味特性と同じく, 語彙中に複数個存在し, 比較的安定している。それは, 当該の語彙がたどった歴史の所産であり, ある対象に対する人間の認識の投影である。

たとえば, 次の文を見てみよう。

- (5) a. My sister is innocent like bread.
 b. The lady who Reagan met in the White House last night was naked like an egg.
 c. My neighbor's wife is sweet-tempered like cream.

直喩要素 "bread" の含意 [+innocent] や, "egg" の含意 [+naked], "cream" の含意 [+sweet-tempered] は, 各々, 当初はその指し示す対象からの連想とか印象から生じたにせよ, 歴史を通して, 一定の言語共同体内での合意の下に, 安定したステイタスを得るに至ったのである。

このように, 語彙が, その意味の一部として持っている含意を「静態的含意 (static connotation)」と呼ぶことにしよう。

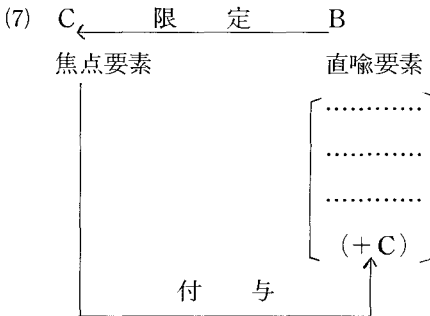
これに対して、含意が、焦点要素の指定によって初めて直喩要素に帰せられる場合がある。

- (6) a. Jesus Christ's teaching is profound as peanuts.
 b. Hokkaido is cold like linguistics.

(6 a) の直喩要素“peanuts”には、静態的含意として〔+profound〕は存在していない。もちろん、それは意味特性の構成員でもない。けれども、“profound”が焦点要素として指定されることによって、“peanuts”はかつて所有したことのない含意を受け取るのであり、それと同時に、他の何かのではなく、まさに“peanuts”の〔PROFOUNDNESS〕を限定し確定するのである。(6 b)についても、同様の説明が適用される。

新しい含意の付与は、直喩標識“like”や“as”によって保証されている。なぜなら、直喩標識は主観性の標識として機能し、意味の範囲の拡張を許すからである。

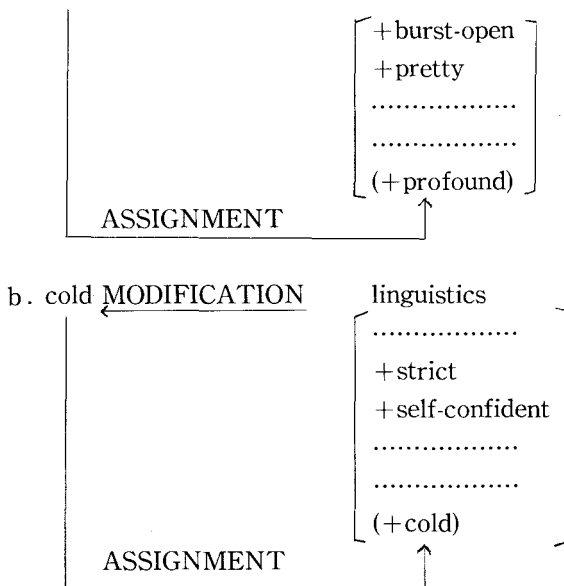
新しい含意の付与は、焦点要素と直喩要素との間の、次のような相互作用によって成立する。



直喩要素Bがすでにもっている含意記載項目に、焦点要素Cによって指定された含意〔+C〕が付与される。それと同時に、直喩要素Bは焦点要素Cを限定するのである。

この新しい含意の付与の方式を、(6)の各文に適用してみよう。

- (8) a. profound MODIFICATION peanut
 | ← [+small]



直喩文は、直喩要素の潜在的含意を、焦点要素の限定作用によって顕在化させるにとどまらず、焦点要素の指定を通して、新しい含意を付与できるのである。後者を、前者の静態的含意に対して、動態的含意 (dynamic connotation) と呼ぶことにする。動態的含意の生成は、焦点要素、直喩要素、直喩標識の3つの要素によって保証されるのであって、主題要素はこれに参与しない。

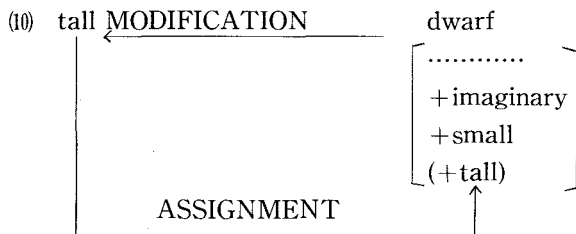
動態的含意は、矛盾を生じさせるような直喩文にも適用する。

- (9) a. Giant Baba is very tall like a dwarf.
b. Thatcher is industrious as a sloth.

(9 a) の文では、焦点要素 “tall” と直喩要素 “dwarf” とが、互いに相容れない関係にあるように思われる。少なくとも、“dwarf” は、一般的な認識に立って判断するならば、けて “tall” ではないからである。

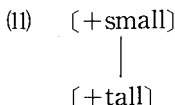
では、(9 a) の文は、不成功な直喩文なのであろうか。この問いには、否定的に答えることができる。直喩要素 “dwarf” は、“tall” を限定しているからである。

相矛盾する要素を含む直喩文に、(7)の方式を適用すると、次のようになる。



ここで問題になるのは、直喩要素においてすでに記載されている意味特性、もしくは静態的含意の〔+small〕と、新たに付与された〔+tall〕とが衝突を起こすのではないかということである。

これについては、既存の意味特性、もしくは含意は、新出の含意より優位なステータスを有すると考えることができる。すなわち、新たに付与された含意が、既存の意味特性、もしくは含意と衝突する場合、新出の含意は、既存の意味特性、もしくは含意に従属するのである。

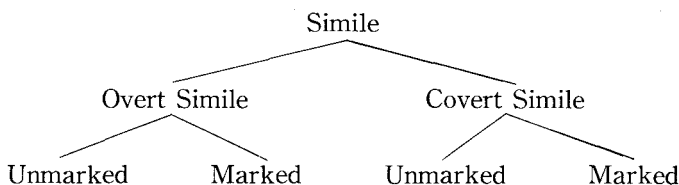


これにより、焦点要素“tall”は、特別な意味を帯びることになる。“tall like a dwarf”と叙述された主題要素“Giant Baba”は、ある種の特有性を秘めた背の高さをもつに至るのである。もし、〔+tall〕の付与により〔+small〕が削除されると考えるならば、今述べたような効果は期待できないであろう。

(9 b) についても全く同様の説明ができる。

以上で論じてきた事実を踏まえて直喩文を分類すると、次のような図式を得ることができる。

(12) 含意にもとづく直喩文の分類



Simile (Static Connotation)	Simile (Dynamic Connotation)	Simile (Static Connotation)	Simile (Dynamic Connotation) ¹⁵⁾
-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	---

(註)

1) Cの括弧は、この要素が任意であることを示す。尚、“as~as”を用いる直喩文と同じ句を用いる比較文との間には、統語上の相違が見られる。第1の相違は、直喩文では“as~as”の最初の“as”を省略することができるが、比較文では、それができない。

i), ii)とも、aが直喩文、bが比較文である。

i) a. My brother is as tall as a giraffe.

My brother is tall as a giraffe.

b. My brother is as tall as I.

*My brother is tall as I.

第2の相違は、直喩文では“as”以降に助動詞を残すことはできないが、比較文では残すことができる。

ii) a. *My brother is as tall as a giraffe is.

b. My brother is as tall as I am.

2) Beekman and Callow (1974) は、Aを“topic”, Bを“image”, Cを“point of similarity”と名づけている。また、Miller(1979)の術語では、Aは“referent”, Bは“relatum”, Cは“relation of similarity”である。いずれの名称にしる、直喩文の機能の扱え方の一端を垣間見させてくれる。特に、Cの名称に注目すること。

3) (2)の引用文を見ておわかりのように、Beekman and Callow (1974) では、「意味特性」ではなく「意味成分 (component of meaning)」という術語を用いている。本稿では、両者に対する価値評価はいっさいせず、以下の議論との一貫性をもたせるために、「意味特性」の方を唯一的に採用する。

4) 主語の位置に一般的な指示対象を示す名詞が立つと、直喩文ではなく、文字通りの比較文になり易い。

i) a. A demon's face is as red as fire.

(悪魔の顔というのは火のように赤いものだ。)

b. That demon's face is as red as fire.

(あの悪魔の顔は火のように赤い。)

aでは、“demon's face”と“fire”とは、[+red]という共有の意味特性を介しての比較の色合いが強く、他方、bでは、特定の“demon's face”に対する直喩要素として“fire”が用いられている。文のこうした結び付きにおける順序は、もちろん、直喩文にだけ起こる現象ではない。たとえば、リクール (1981: 108) は、言語の機能を「個別化機能」と「述語機能」とに分けて、次のように論じている。

ii) 言語は一方では名ざされた個体に根ざしながら、他方では質、類、関係、行動など、

原則として普遍的なものを述語する。言語はこうした二つの機能の非対称性を基盤にして働くのである。

5) この例文は、スヴァルテングレン著/佐々木達訳『強意的直喩の研究』(p. 15)から引用した。

6) Miller (1979) の術語に関しては、註2を参照のこと。尚、各々の要素に関して、次のように定義している。

the relatum is old information, the referent is the current topic, and the relation of similarity between them is new information. (p. 218)

7) もちろん、命令文は、語用論的観点をとるならば、Speaker-Addressee の関係の上に成立するものであるから、主題要素に“you”を想定することができる。しかしながら、隠れた、あるいは深層の“you”に規約(8)を適用することは、この形式の文にだけ特別の条項を施すことになり、一般性に欠けるという欠点を免れない。このことは、同じ命令文でありながら、意味特性が隠れた“you”ではなく、文法的な目的語に映写される例によって増幅される。

a. Don't make him eat as a cormorant.

b. Let their love be ever so strong as glue.

8) 「意味特性」の枠を一義的な意味から二義的な意味までも含み得るように拡大することも可能である。その場合には、「含意 (connotation)」が中心的な役割を演じることになる。“parson”には [+drunk], “headache”には [+useless] という含意があるということで、類似性の比較を救うことができる。しかし、今度は含意の認定をめぐって新たな問題が生じてくる。含意には安定した慣習化した含意と不安定な慣習化していない含意とがある。いったいどの程度安定した含意を意味特性と同じレベルで扱うのか、また、どのようにして直喩要素から共有特性になり得る含意を指定するのか。結局、同じ映写でありながら、意味特性の映写と含意の映写とは性格を異にするのであり、別々の仕組みを考えなければならないだろう。但し、意味特性の移行は別にしても、直喩を考察する場合には、次のことを念頭に置いておく必要がある。すなわち、語の意味は意味特性と結び付き、語の価値は含意と結び付くということである。そして、直喩では、含意が大きな役割を担っていることは、否めない事実なのである。尚、これ以上の議論については、付録を参照のこと。

9) 意味特性を指定する要素が存在する場合がある。

They will soon disapper like grass that dries up.

この文でも、焦点要素“soon”は、“disapper”と“grass that dries up”の意味特性の呼応を、冗長的に繰り返しているか、強調しているか、明示化しているかの役割しか演じていないように思われる。

10) “Subj.”と“Pred.”はそれぞれ、“Subject”と“Predicate”の略である。

11) “woolly”が「ほやけた」のような比喩的意味の場合には適格であるが、現在の議論とは無関係である。

- 12) “→”は叙述 (predication), “⇒”は限定 (modification) を表わす。
- 13) 動詞内部に焦点要素が暗示されている場合, 当の焦点要素を唯一的に指定することの難しい事例が存在する。直喩要素と動詞との呼応関係というのは, 双方の動的な相互作用, もしくは, 一方から他方へと及ぶ作用による焦点要素の出現, もしくは成立と言いかえられるかもしれない。直喩文における焦点要素の出現/成立は, 一顧の余地のある興味深い問題である。
- 14) これらの例文は, スヴァルテングレン著/佐々木達訳『強意的直喩の研究』(p. 14, 16) から引用した。
- 15) “Overt Simile”は, 焦点要素の明示された直喩文を指し, “Covert Simile”は焦点要素が明示されない直喩文を指す。
 - a. Tom is strong like King Kong. (Overt Simile)
 - b. Tom is like King Kong. (Covert Simile)

(昭和 59 年 5 月 18 日 受理)

参 考 文 献

- Abraham, W. (1975) “Zur linguistik der Metapher,” *Poetics* 4 : 133–172.
- Beekman, J. and J. Callow. (1974) Translating the Word of God. Zondervan Pub. House.
- Bickerton, D. (1969) “Prolegomena to a Linguistic Theory of Metaphor,” *Foundations of Language* 5 : 34–52.
- Butters, R. R. (1969) “On the Interpretation of ‘Deviant Utterances,’” *Journal of Linguistics* 6 : 105–110.
- van Dijk, T. A. (1975) “Formal Semantics of Metaphorical Discourse,” *Poetics* 4 : 173–198.
- Fowler, R. (1969) “On the Interpretation of “Nonsense Strings,’” *Journal of Linguistics* 5 : 75–83.
- Good News Bible. (1976) American Bible Society.
- Jackendoff, R. (1983) Semantics and Cognition. MIT Press.
- Loewenberg, I. (1975) “Identifying Metaphors,” *Foundations of Language* 12 : 315–338.
- Mack, D. (1975) “Metaphoring as Speech Act : Some Happiness Conditions for Implicit Similes and Simple Metaphors,” *Poetics* 4 : 221–256.
- Matthews, R. J. (1971) “Concerning a ‘Linguistic Theory’ of Metaphor,” *Foundations of Language* 7 : 413–425.
- Miller, G. A. (1979) “Images and Models, Similes and Metaphors,” in Metaphor and Thought (ed. by Ortony, A). Cambridge Univ. Press.
- Reddy, M. J. (1969) “A Semantic Approach to Metaphor,” *CLS* : 240–251.

直喩文の構造と機能

- Reinhart, T. (1976) "On Understanding Poetic Metaphor," *Poetics* 5 : 383-402.
- リクール, P. 著, 久米博訳. (1981) 「隠喩と言述の意味論」 *思想* No. 682 : 103-137.
- スヴァルテングレン著, 佐々木達訳. (1977) 『強意的直喩の研究』 研究社.
- 安井稔. (1978) 『言外の意味』 研究社.
- Crystal, D. 1980. A First Dictionary of Linguistics and Phonetics. Andre Deutsch.



民衆文芸を考えるための基準と 民衆文芸の概念について

—研究資料・編訳：ドイツ民主共和国・
ベルリン科学アカデミー・歴史学-民俗
学中央研究所 ヘルマン・シュトロバ
ハ「ドイツ民衆文芸入門」序文—

坂 西 八 郎

Kriterien und Begriffe der deutschen Volksdichtung*) Übersetzung aus dem Buch :

„Deutsche Volksdichtung. Eine Einfüh-
rung“ (Hrsg. V. Hermenn Strobach,
Leipzig : Verlag Philipp Reclam jun.
1979)

Hachirō SAKANISHI

Abstract

There have been many of standpoints to observe the phenomena of the folklore. Hermann Strobach with the standpoint of marxism analyzes the relation between the social development and the folklore. He finds, the creative activity of the people is the most important moment for the formation of the variations in the field of "oral tradition".

*) This paper is a translation from the book : Deutsche Volksdichtung (ed. : Hermann Strobach, Leipzig : Verlag Philipp Reclam jun. 1979)

1). 現在の状況と問題点

民衆文芸 Volksdichtung とはなにか？この問題は今日ふたたび国際的なひろがりをもってとくべつ活発に論議されている。このような事態をまねいたさまざまな本質的動機が、現代の文化の進行過程のなかにあることには疑いの余地はない。発達した社会主義社会においては勤労者がさまざまな文化活動を展開し、かれらが文化遺産を受容できるさまざまな機会がふえてきた。現代の歌曲創作・歌唱運動や市民合唱団などに生じている現象と傾向、さらにまた労働者がすすめている著作運動^{*)}の状況を見ると、あらためて民衆文芸の概念はなにか、民衆文芸が歴史と現代にもつ意義はなにか、ということが考えさせられる。

民衆文芸というものは過去のある一定の時代に生じた特有な現象であって、今日ではもう残り滓となって文化発展の主流からは離脱しているものなのか。あるいは現代においてもなお民衆文芸の継続的な発展は可能なのか。この問題が論議の中心にくる。そしてマルクス主義民俗学者のあいだでもこれについての論議の余地はなおおおい。

2). 考 察 の 方 法

これにこたえるためには、—そしてそもそも民衆文芸の本質はなにかということをあきらかにするためには、われわれの考え方によれば歴史的に考察することから出発しなければならない。民衆文芸は静止した均質の構成物^{**)}ではなく、歴史とともにつねに変化し発展する現象である。このことをどんな歴史的な分析も実証している。社会的現実がかわれば人びとのさまざまな生

*) Bewegung schreibender Arbeiter ; ドイツ (西・東) のみならず、ヨーロッパにおいては日本と異なり知識人と普通の勤労者の知識の格差があまりにおおきく、普通の勤労者は新聞もよまない。西ドイツにも現在おおくの文盲があるといわれる。東ドイツでは社会主義体制をとってからはじめて勤労者も執筆するように政府がうながしている。

** *) ein gleichbleibend einheitliches Gebilde

活状況や生活の方法、また意識や教育のレベルもかわり、そのたびに異なる芸術的表現形式を必要としてきた。民衆文芸はこのように歴史的な性格^{a)}をもつ^{a)}。民衆文芸が社会的・文化的にはたす機能の変化や、民衆文芸の形式・内容、ジャンル・タイプ・発生・由来・伝播などの徹底的な変化^{b)}も、何千年にわたる歴史の発展過程で生じたのである。

3). 定義・判断の基準のとり方の問題点

民衆文芸の本質を規定しようとするとき、歴史的に限定された個別的な現象を全体につずる判断の基準としてもちあげるならば、結局は歴史にそぐわない不当な結論に到達してしまう。これは民衆文芸のさまざまな定義にしばみられることである。民衆文芸の特殊な性格をつかむために基礎とされたこのようなまちがった基準のとり方は、文献のなかにもみかけることができ、めずらしいことではない。二・三の例をみてみよう。まず民衆文芸発生の無名性ということ *Anonymität der Volksdichtung*, さらには「創作説」*Produktionstheorie* で、民衆文芸はもっぱら民衆自身のなかからのみ発生したとするもの。あるいは反対に、民衆は高度な文芸を受容するだけだという考え方、つまり民衆文芸の根源は民衆の外部、すなわち支配階級のなかから発生し、民衆はそれを受け入れるという「受容説」*Rezeptionstheorie*。また創造過程の集団性 *Kollektivität des Schaffensprozesses* を基準としようとするものもある。ついで口伝・記憶伝承 *Mündlich-gedächtnismäßige Tradierung* を重視しようというのもあり、これと関連しては、民衆文芸のあらゆる伝承は形式・内容ともに変化してしまうのだ、という説がある。さいごに民衆文芸は一般的な特性としては民衆とむすびついた人道的内容を持ち、その表現するところは進歩的だという説がある。なおこの説によって民衆文芸は

*) 原文では、民衆文芸のこの歴史的な性格^{a)} *dieser historischer Charakter* (主語) は…徹底的な変化^{b)} のなかに…しめされる *kommt zum Ausdruck* とある。一つの原文を二つの日本語文章に翻意した。原文はわれわれにとって論理的にくどすぎるので、以下何ヶ所かで同じ操作をした。

「第二の文化」zweite Kulturであると単的に表現されている。

4)。「口伝-記憶伝承」Mündlich-gedächtnismäßige Überlieferung 説について

民衆文芸の本質を記述するさいにもっとも頻度たかくとりあげられる基準は「口伝-記憶伝承」で、これがもっとも重要なものとされる。「口伝-記憶伝承」がながいあいだの歴史的時代にわたり民間伝承の存在の仕方の特徴となっていることはあきらかである。しかしこれも伝承行為の優勢な形式であるとはいえ一つの歴史的現象にすぎない。またこれは歴史的にみて、民間伝承のみに特徴的なものというわけでもなかった。ある一定の文化段階、一般的にみて人間社会の初期の発達状態における文化段階では、これにみあった唯一の、あるいは優勢な伝承方法でありうる。ドイツとヨーロッパ文化の展開領域の外をみわたせば、敵対分化した階級関係を土台として、高度に発達したポエズィーの諸領域があるのに気がつく。このポエズィーは何百年以上も文字に固定されることなく後世につたえられてきた。初期封建社会の貴族による、あるいはかれらのために創作された文芸作品はかなりおおくの点で、また成熟した封建社会に生じた文芸作品もおおきくついて、しかも全体としては「口伝-記憶伝承」性を、またテキストの点では「無名性」と「変化性」を特質としている。したがって「口伝-記憶伝承」の様式による作品はぐくんだ即興技法は、たとえばドイツの宮廷のミネザングを例にとれば、14世紀にいたるまでみかけられる。中世の学生たちのうたったラテン語の歌曲は、ミネザングとおなじくヴァリアンテ*)でうたいかえられた。これについては、口頭伝承された民衆の歌謡を例として、のちにみることができよう。とくに中世の遍歴楽人たちは、宮廷や初期都市の市民を聴衆として、あるいは農村でうたい、「口伝-記憶伝承」詩の様式や即興技法にみがきをかけた。この楽人たちは書かれた手本をみずに記憶により、また手工業的に習得した

*) Variante: 異文——以下ヴァリアンテ。

技法である作法をたよりにうたったのである。

5). この説の妥当する歴史的・社会的な場

「口伝-記憶伝承」の方法は、きわめてながい期間にわたり、勤労し搾取される民衆のあいだにとくに存続しひろくもちいられていた。その具体的な状況は、階級の対立する社会のさまざまな発展段階において、ある階級や社会層のもつ経済・社会的諸条件や、それに起因する人びとの生活方法、精神的・文化的生活をいとなむさまざまな可能性によってきめられた。「口伝-記憶伝承」が支配的な伝承形式となるのは、大部分の文盲であること、また人びとのあいだにある文字を読み書く能力がきわめて低く、読み書きのできる人びとがきわめて少ないからである。だから封建社会の農民ととくに都市で手工業にたずさわった庶民層の民衆文法についても、「口伝-記憶伝承」の方法は本質的基準となる。初期のプロレタリアートやとくに農村の貧困層のような搾取される勤労大衆の部分にとっては、口伝によるコミュニケーションは-すくなくともその一部は、資本主義的社会秩序の出現と完成の時代にいたるまで、なお文化的な意義をもっていた。この伝承形式の特質は、テキストが伝承者のあいだの直接の個人的接触によって再現されることである。口から耳へと他の媒介物なく原始的におこなわれる。したがってこれを国際的研究では「口頭伝承」Orale Traditionと名づけている。

6). 「口伝-記憶伝承」の特質

「口伝-記憶伝承」が社会的に優勢を占めていると、その特徴的な帰結現象として、さまざまな伝承のなかに変化しうる形式が生じてくる。同一テキストをもちいてさまざまな歌い手や語り手が同時に演じたものの記録、あるいは時間的にあいついで演じたものを-もちろん同一の演奏者によるものもふくめ-比較してみよう。そこにはきわめて異なるおおくのヴァリアツィオン形式のあることがわかる。いろいろな単語が除去されたり付けくわえられたりされている。似たひびきの単語（たとえば Welt-Feldのごとく）とか、

同一ないし互いに似た意味の単語（たとえば *ging, kam, zog, schritt, reiste*）*）は、相互に入れかえられる。またそれほど頻度はたかくないが、まったく違う言明をする単語が交換されることもある。場所や人物の名前をとりかえることにより、物語り・諺・歌謡などがきわめて異なる状況に適合させられる。さらにまたテキスト・ヴァリアツィオンの形式としてみられるのは、言葉の順序の変更であって、いきつとところ歌謡における詩句群や詩節、また物語りにおける挿話とか題材の複合が、序述上の位置をそっくりかえられたり、また除去されるということまで生ずる。さまざまなテキストやあるいはその一部分に、混和（コンタミナツィオン**）がしばしば生じ、また内容か形式のうえで近接（-テキストは類化***）してゆく。あたらしい詩句や詩節が創作され、付けくわえられ、あるいは物語りのなかのある一つの単位がそっくり創作されたり付けくわえられたりすることにより、全体に根本的な変化が生じうる。以上にのべたようなヴァリアツィオンの形式-すなわち個々の単語の交換・単語または大きなテキスト単位の位置の変更、さらにテキストの混和などを特徴とするヴァリアツィオンの形式-にくらべると、本当の新作とか作品の拡大などにわれわれが遭遇するのは、かぞえてもわずかなことである。

7). 変化性の大きな法則

口頭伝承において、物語りや歌謡が完全におなじ形式で再演されるということはほとんどない。テキストは全体的に揺れ、変化しうる性格をもつことを実証している。だからおもに「口伝-記憶」により伝承される民衆文芸では、変化性は全体にわたる現象形態であって、多数の個別ヴァリアンテの集合のなかにあらわれる。この変化性は恣意的に生ずるものではなく、そこには一定の法則性がある。そのおもな傾向は以下である——：あるテキストの比較

*) 場所の移動をあらわす単語で過去形。

**) Kontamination

***) Textaffinität

的安定している部分と変化する部分が、テキスト全体の意味構造と形式構造にたいしてどのような関係をもつか、これがまず第一に法則を律している。単語・構成部分・様式・題材・題材の複合・詩句の一部分・詩節などが、全体の意味構造と形式構造にたいして重要性に反比例して変化する。だから全体の言明するところにとってまったくどうでもよい、重要ではない部分ももっとも大きく変化する。意味に関係するものうち変化性ももっとも大きいのは簡単に交換しうる同義語（たとえば Lust, Freude, Spaß*）および交換しうる人物名や地名などである。他と比較して固定したままであるのは、もっとも重要な単語・語群・言明の複合・題材の複合である。ここにはテキストの深い意味がこめられているが、テキストの特殊な性格やテキストのはたすある一定の機能が表現されている。さらに固定している要因は全体の構造にかかわる形式の要素で、韻律と脚韻・詩行のはじめと終結・対句・慣用語の順序・形態と構造上の図式といったものである。

8). 変化性の条件

これとは反対に個々のヴァリエーションが発生する条件はきわめて多層的といえる。歌手や語り手は、それぞれに一定の経済的・社会的な、また政治的・文化的なさまざまな関係によって規定され鋳型にはめられているが、逆に歌唱・語りの活動をもって、かれらを規定するその関係に影響をおよぼす。ヴァリエーションの発生する条件は、この人びとの歌唱や語りのなかにあり、歴史的・社会的現実のなかにある。すなわちテキストの言明するものとその機能が関係する範囲、さらに歌手や語り手・聴衆がおかれた社会的・思想-文化的状況・人びとのおかれた具体的な生活条件と生活方法などのなかにある。くわえて言葉とその音響的・文法的・辞書の所与がヴァリエーション発生条件としてある。だが言葉における評準語間の、またさまざまな方言間の、また様式間の、そしてその他の差異がとくに作用する。そして最後にヴァリエーションは歌唱と

*）なにかやる気、楽しい気持などに関連する単語で名詞。

物語りの伝統にもとづいて発生するが、これもある一定の階級と社会層、あるいは異なる地域によって内容も演奏の機会も上演法もそれぞれにちがうのである。こうして、民衆文芸の全領域のなかに社会的に差異のあるかなりおおくのさまざまな伝承（たとえば織工の歌謡・格言、船員の歌謡・物語り、労働者歌曲その他）が生ずる。また地域的なさまざまな伝承、地域的な様式の個有性をもった（一つの地方または一つの場所にむすびついた、あるいは部分的に特有な色彩と性格をもった）特語り-歌謡財が形づくられる。そのようにして一つの地方で鑄造されたさまざまな伝承は、その土地の住民とは一致しうる。近年来、おおくの歌集・民俗保存協会の冊子・同協会の活動・地域の雑誌・他の印刷物などによって一部分的には今日まで-民衆文芸は生きたまま保存されている。

9). 安 定 性

口頭により伝承される民衆文芸がうける変化は補修される。しかも伝承された資料は相対的に安定する傾向をもつので、さまざまな変化がある意味で相殺される。この傾向は、歌手や語り手およびその人たちの集団のもつ主観的な態度のほか、とくに人びとをとりかこむ客観的なさまざまな要因によって規定される。もっとも本質的な要因は、「口伝-記憶伝承」をおこなう集団作業という特殊な形式であるが、この集団的伝承のやり方は社会的文化的発展の一定の段階に照応している。さまざまなテキストをおおくの収集記録やまたさらに伝播の姿と比較してみると、風土的に関連したある限定された地方で記載された一つのテキスト型は、相対的に相互の偏差がすくない。だが、他の諸地方における収集記録にたいしてはかなり強い偏差をもち、したがってヴァリアンテ群をつくる。これはフェルズィオン*）とかオイコテュープ**）とかいわれる。こうしてできる民間伝承の相対的安定性は、まず伝承の高い密度によって維持される。歌手や語り手、そしてその集団がたがいに緊

*) Version

**) Oikotyp

密で直接的な接触をくりかえすならば、テキスト型も恒常的に相互関係を持ち、偏差は相互に「修正」される。

10). 「歌いくずし」 Zersingen と 「語りくずし」 Zersagen

ある階級や社会層の内部で相対的に安定している諸集団によって活発な伝承がおこなわれるという条件がある。いわゆる「歌いくずし」と「語りくずし」、すなわちテキストの破壊という「口伝-記憶伝承」における独特な現象が生ずる。だがこれはつねに歌手や語り手の相互接触によってならされる。このときにはおもに創造的な「歌いかえ」の形式、-かわった状況や関係にみずからもかわりつつ適合・順応し自己保存をはかる形式- に制御されながらテキストがかわってゆく。それに反して、一般的な傾向として、かなり強度な「歌いくずし」や「ほぐれ現象^{*)}」は、辺境地域につながる伝承地域にあるテキスト型や、孤立して遠く点在しているものにみられる。テキスト形式のくずれは、伝承の空間的境界にのみ生ずるのではない。時間的にも考えられなければならない。ある歴史的時代にもみ生き、他の時代の民衆文芸のなかではもはや生きえない、いわば個々人の記憶のなかにのみとどまるテキストは朽ちていく、テキスト形式の「歌いくずし」や「ほぐれ現象」は民間伝承の本質ではない。むしろ境界現象といえる。これは一般的傾向として、さまざまなテキストが地理的にも歴史的にも民衆の生活とむすびついている濃密な伝承の外部、すなわち生きた民衆文芸であることを止めはじめたか、止めはじめるであろうところで観察される。

11). 変化性の基本傾向—変化と保存

変化と保存が「口伝-記憶」による民間伝承のもつ客観的な基本傾向である。テキストが広範にひろまっている民衆文化財であるならば、この二つの傾向は相互に制約し作用をおよぼす。過去から与えられた伝承と前提となる事実

*) Zerfasern

は、伝承をおこなう階級と社会層をつらぬいて変転しつづける。あらたに伝承すべき文化財を恒常的にとりこむのである。また保存の傾向、相対的な安定性への傾向も、文化を保持する要因として作用し、伝承文化財の崩壊に対抗する。

12). 変 化 の 特 性

「口伝-記憶伝承」の方法による活動によって、文化史的にみて特殊な性質をもつある種の言語芸術の作品も創作される。これは伝承をおこなう集団の想像（表象）の世界で慣習的用語をもちいてなされる。そしてこれは能動的なかつ恒常的に作りかえられてゆく再生産である。これによって基本的に民衆のすべての成員が文化生活に創造的に参加する可能性がなりたつ。そして伝承活動に才能あるあらたな歌手や語り手が歌手や語り手集団のなかにそだち、活発な活動をおこなう。テキスト形式をあたらしく創作したり付けくわえたり、根本的に変更をしたり、あるいはそのまま継続してゆくことなどが、その人たちにまかされる。このあたらしい創作物は、歌手や語り手集団にうけいられるか、あるいはふたたびのぞかれる。それはこの創作物がその人びとの生きる社会の社会的・精神的・文化的発展段階における生活観念や文化的要素・審美観にふさわしいか否かにかかっている。個人も集団も変動する状況のなかにいる。民衆はその状況にあって、文化的活動をしたい、生活を表現したい、と要求した。この要求が伝承されたさまざまな民衆文芸の相互にいりくんだ内容・形式およびヴァリエーションを形成し、今日では人類の文化発展の重要な遺産となっている。

13). 創作活動の限界性

だが同時にこの創造活動の限界性もみのがされてはならない。この創造活動は、階級の対立するさまざまな社会の勤労人民が、きびしい生活状態におかれていること、また教育・文化水準において制限をうけていることによって規定されている。まずこの限界性は、おもに「口伝-記憶」による方法がな

されることを特徴とする歴史的段階に生きる民衆文芸が、あたらしい創作やさまざまな自立タイプよりは、はるかにおおくヴァリアンテや別の言いまわし、また混合を示すことをみればよくわかる。ついで民衆文芸は、文芸の領域における人類の文化の重要な進歩、つまりロマンの創出、大きなドラマティックなさまざまな形式をつくりだすことができなかつた。この事実はとくに限界の特質を示す。

14). 民衆文芸と他の文化との関係

このようになりに制限をうけていたのにもかかわらず、比較的ふるいドイツの民衆文芸でさえ「農民の文芸も」閉じた体系ではけつてなかつた。成熟期封建主義時代以降の文献の状況にもとづいてわれわれが概観しうるかぎりでも、搾取される勤勞階級と社会層の内においても外においても、民衆文芸の資料についてその発生と由来が確認される。後期中世の時代には、とくに聖職者および封建貴族・都市貴族の文献からとりいれられたテキストが、都市や農村の中・下層の住民の伝承にくみいれられていたことがわかる。修道院の笑話・説教用のおとぎ話・謎かけあそび・教会の聖人伝説などもその根跡を民衆文芸のなかにのこしている。また宮廷・騎士の叙事詩に由来する愛（ミネ）の歌曲・題材やエピソード、あるいは初期都市市民の諺詩などもおなじく民衆文芸のなかにくみいれられた。遍歴僧職者や樂士たちがその間の媒介者として何度も登場したであろう。この媒介者によって他の国ぐにや民族の文学や文化の題材が、-なおその一部は遠くはなれたところからやってきてドイツ民衆文芸のなかに流入したことはいうまでもない。15世紀のあわりと16世紀、とくに都市・農村の下層民の伝承を規定していた口頭伝承文芸と、上昇しつつあった市民層の文学はたがいに緊密にふれあうようになった。その結果ルネサンスの小説の題材や市民階級の歌謡・寓話・諺・笑話などの文学作品が民衆文芸のなかにとりいれられることになった。民衆の読書能力が次第に向上し（-貧しい民衆のあいだでは文字をよむ人ははじめは数えるほどであったが）、16世紀はじめの20~30年代以降書物印刷がゆきわた

るようになったとき、印刷物の影響をさまざまにうけたため民間伝承の口承性はおわりをとげた。印刷物としてビラ刷り・ポピュラーな歌集・民衆本・諺および物語り集・入信をすすめる宗教書・カレンダーその他をあげることができる。とはいえわれわれは、伝播のさまざまな形式の大部分がいぜんとして聴衆をまえにした演唱・朗読であったと査定できる。のちになって下層民出身ではあるが文字を書くことのできる人びとが手書きの歌集・諺の本・物語り本を考案しはじめた。16世紀以降のものとして、封建貴族階級の文化に由来するか、あるいはとくに上昇を志向する市民階級の文化に由来する文学財にたいする「アダプツィオン*」が数多く確認され保存されている。これは17・18・19世紀の民衆文芸資料の大部分の特徴をなしている。実証主義・ブルジョア的研究**は、民衆のなかにひろまった歌謡について、テキストやメロディーを創作・作曲した無数のおもに市民層に属する作者をひとりひとり探査した。これによって民衆文芸の特徴は「無名性」にあるという、とくにロマンティックの蒐集家や研究者の公理は完全にうちやぶられた。「無名性」は発生問題の一般的な基準ではなくなった。作者の名前その他にかんする知識がうしなわれている歌謡資料の伝播範囲において、この「無名性」は第二次的基準として有効なだけとなった。

15). 「沈降文化財」 Gesunkenes Kulturgut の理論

支配的な既成の文化ないし上昇期ブルジョア階級の文化に由来する文学財がこのように下層大衆にうけいれられている状況をブルジョア**民俗学者は絶対化した。そしてドイツの資本主義が帝国主義の段階に移行した今世紀のかわり目以降、いわゆる「沈降文化財」理論を發展させ、理論的には正しくない結論にもとづいて民衆を誹謗するにいたった。この理論によれば、いわゆる「上層」だけがつねに精神的に生産的であったという。それどころか、

*) Adaption

***) マルクス主義的研究に先行するものとしてこの用語がもちいられている。

この理論の代弁者は下層の民衆を非生産的でただ文化財を受動的にうけいれる能力しかないものとする。下層の民衆のための文化財は上層からいわゆる「沈降」してくるのである。最上の場合にでもこの理論の代弁者は民衆に「幼稚」な詩らしいものを創作する権利をみとめてやったにすぎない。このような「理論」はどんな学問的知見とも矛盾するのだ。

16). 「沈降文化財」理論の批判

まず第一に、ドイツ民衆文芸それ自体のなかに、下層民衆の出身の人びとの創造的精神活動にその発生を負っているものの無数の証拠がある。その他このテーゼは世界のいろいろなところにいる民族、しかも未だ階級対立社会を形成しなかったさまざまな民族のなかで集められうるゆたかな詩的諸伝統によって否定される。

第二に、勤労者の階級と社会層の外の部分で生じ、遍歴楽士や教会の説教・印刷物およびその他の手段によって伝播されることになった文芸とその題材を民衆が受容する過程は、受動的な過程であるのみならず、おおくの面で積極的な文化活動の展開過程である。これはとくに題材の選択と獲得にあらわれ、また民衆の生活・想像・伝承のなかにくみいれるやり方のなかであらわれている。

その第三に、最古の文献以来、この理論とは反対の方向をたどる文化の流れがあることを示す証拠が無数にあげられている。すなわち支配階級の文化のなかに民衆文化がとりいれられるということである。そしてこの民衆文化のもつつよい生産的な活動力は、民衆の側に発し、封建制度下の支配的なさまざまな文化ないし上昇期資本主義を形づくる文化に影響をおよぼし、歴史的に使命をおびた勤労者の階級にいたるまで貫徹する。16世紀の初期ブルジョア革命の時代以降、上昇する市民的文学が民衆文芸を獲得することは、とくに三月前期までのシュトゥルム・ウント・ドラングの進歩的な文学的潮流においては、民衆と結びついた現実主義的な傾向をつくりだすためのおおきな意義をもった。

17). 民衆文芸のもつ保守的な性格と役割り

もちろん伝承された民衆文芸は理想化され、牧歌的な姿をあたえられたとおもわれる—もし重要な事がみおとされるならば。民衆の意識・教育状況には歴史的に規定された限界がある。そのため支配階級の領域から文学的証言や題材を受容するにともない、既成の階級関係と搾取関係の保守・粉飾・偽装に役だつおおくのもの、つまり意識のもち方、世界像、また社会的な価値観念などが民衆文芸のなかにすすんで侵入し、また民衆によって導入された。—こういう事実がみおとされるならば... 勤労階級や勤労者層の利益にそぐわない、あるいはもはやそぐわなくなり、客観的には支配的な社会組織を支持するか、あるいは進歩的な世界像を具現しているとはいえない意識段階—たとえば歴史を超えて生きのびた魔術の言葉や神秘的民話など、これを民衆自身のなかに発生した文芸もしばしば反映している。民間伝承は反封建的であり、のちには反資本主義的であり、その根本傾向においては民主的である。そして最終的にはプロレタリアートのなかで社会主義的な考え方と立場を形成する。人類文化の発展における進歩的階級の戦列を構成する要素であり、レーニンはこのことを「第二の文化」と形容している。抑圧・搾取・イデオロギー上の監視・操作をうける社会関係にあっても、それによって民衆が進歩的に生を肯定し、生の主張を表現する文芸と伝承も、よりひろい意味ではおなじく進歩的戦列の構成要素をなした。

18). 民間伝承を一面的に理解する危険性

以上に批評したいいくつかの基準は、いずれも民間伝承のある一面の性格をえがきだすか。歴史的に限定された局面を一般化するだけである。こうした基準を絶対化することは、必然的に非歴史的な抽象化にいきつき、その結果は民衆文芸の本質をせばめ、一面的に考えることになる。さまざまな社会形態における詩的な民衆文芸の具体的な歴史的発展と多層性をこのやり方で公平に理解することはできない。それどころか、ある一定の期間か、かぎられ

たある一定の素材領域以外の民衆文芸の存在は見えなくなる。すなわち、ある一面的または非歴史的に絶対化された基準が、文化的現象か内容的基準として特徴的である期間の民衆文芸と素材領域の外にある民衆文芸の存在は見えなくなるのだ。

19). 民衆文芸の総体的特徴——変転と多層性

それに反して、民衆文芸の一般的なさまざまな現象型態を形づくっているのは、歴史的変転・社会-文化的・機能的および美学的多層性であることはあきらかである。そしてこの変転と多層性が、個々の様式と題材のみならず、勤労する階級・社会層の言語-芸術的伝承総体的特徴をなしている。だから民衆文芸の社会-文化的なさまざまな機能は、歴史的過程のなかで変化し発展するのであって、さかのぼるさまざまな歴史上の時期やまた現代においても、さまざまな階級と社会層においてそれぞれことなりうる。たとえば15世紀および16世紀初期の文献のなかにはじめてドイツ民衆文芸の濃密な伝承があらわれるが、これらの伝承は歌謡と物語りのさまざまな伝承・中世短唱句・多様な韻文的型態をもって形づくられた生活経験が、農村と都市下層民の精神文化のなかでもっとも重要な構成部分であったことを示している。しかし都市ブルジョアの中間層、すなわち同業組合の親方と小商人にとっては、上述の民衆文芸のさまざまな伝承と並行するものとして、文学的題材とそれをもちいたさまざまな作品が高い意義をもっていた（たとえば職匠歌人のうた）。読書能力がひろまるとともに、16世紀にはすでにまず都市中間層市民のあいだで、そしてとくに19世紀以降はついに農村住民のあいだでも、伝統的な民衆文芸のさまざまなジャンルは人びとの精神文化にたいしてますます関係をうしなない、さまざまな由来をもつさまざまな種類の読みものが次第にこれにとってかわった。

20). 個々のジャンルの歴史的変転

民衆文芸における個々のジャンルも、その内容と形式が歴史的に変転する

だけではなく、なにがそのときどきに登場するジャンルの種類であるのか、またそのジャンルを享受する社会層はなにか、そのジャンルの社会的意味はなにかという点でも歴史的に変転する。たとえば童話のみならず、かなりおおくの歌謡も、とくに19世紀と20世紀初頭に大人の世界から子供の世界へとうつったことが知られている。また19世紀末におけるドイツの口頭による物語り伝承をみると、たとえば童話と聖者歌謡伝承が後退し、笑劇伝承やおおむねコミックな娯楽のジャンルが優勢になった。伝承・伝播形式もまたおなじままではなかった。こうした変転は、勤労階級や勤労層が社会構成のうに占める社会的位置と文化的発展水準 - これも歴史的に変化・発展する - に照応してかわる。(このことについてはすでに「口伝-記憶」による伝承の意義にかんする論述でしめした)。民衆文芸の由来と発生、関連する一般民衆の文化的生産活動のさまざまな型態のいずれにとってもおなじことがいえる。

21). 諸ジャンル発展の不均等性

もちろんこのような歴史的変転や変化は、一様に進行したわけではなかった。あるジャンルはある歴史的時期にはきわだってあらわれ、また他の時期には民衆文芸の全レパートリーの姿はうすらいだ。またおおくの題材のタイプ - とくに一定のバラードと童話の - 核心は、ほとんど不変のままかなり長い期間にわたり民間伝承のなかにたもたれた。だがたとえば無数の愛の歌謡、おおくの民話は、急激なかつ恒常的な変転にさらされた。他の題材とタイプは、短時間ののちふたび伝承からきえた。歴史歌にはしばしばこのようなことが生ずる。だから民衆文芸の歴史の特徴として、一方にながく作用する伝統がありながら、他方には、ジャンルとタイプの、また構成と表現形式、さらに伝播-伝承方法の恒常的な変化があり、この伝統と変化の弁証法的関係が存在する。同時に、ある一つの時期の民衆文芸とすべての勤労階級の民衆文芸にも、すくなくともわれわれが文献でみるかぎり、多層的な作品がある。それは習俗にむすびついているものから集团的娯楽のための物語り・

歌謡・諺にまでおよび、さまざまな内容や美的要求をもったテキスト・合唱から独唱までの歌曲をふくむのである。

22). 民衆文芸を判断するための本質的基準・民衆の創造的参加

この流動的なすべての現象をむすびつけるものは、民衆の創造的参加の要素である。この創造的要素は、創作においても、また民衆がその生活-思考方法のなかに民衆文芸を創造的に獲得しくみいれていく多様なやり方においても、また民衆文芸を積極的に保存し、あるいは変更をくわえ、活性化していく過程においてもあらわれる。わたしの考えではこれが民衆文芸の本質と概念を規定するための本質的基準であり、その他の基準は二次的な（-すなわち他のなにかと交換しうる）特質をもっている。決定的なことは、この基準自体も -すべての社会的現象とおなじく- 歴史的条件と発展において考察されるということである。

(昭和 59 年 4 月 26 日 受理)



学術研究発表集録

文 科 編

(昭和58. 4. 1～59. 3. 31)

外 国 語

- | | | | |
|------------------------------------|---|--|----------------------|
| 橋本邦彦 | 譬え話の構造分析 | 立体論研究 | 30, 60-81
(1983) |
| 松名 隆 | On the Structure of Discourse Deletion | 日本英文学会北海道支部第28回大会シンポジウム | 1983.10. 2 |
| Hachirō
SAKA
NISHI
(共編著書) | ISSA -Übersetzung mit Kommentar und Nachdichtung Deutscher Dichter und Japanischen Scherenschnitten | 信濃毎日新聞社 | 1983.11
(第三版) |
| Hachirō
SAKA
NISHI | Über Japanisches Haiku | Internationale Schriftstellervereinigung auf Burg Plesse (Auf 27 Mitglieder begrenzt), Jahrestagung 1983 (Bovenden, BRD) | 1983. 9 |
| Hachirō
SAKA
NISHI | Kommentar über Ludwig Erk aus japanischer Seite | Stadt Wetzlar (BRD), bei der akademischer Feier zur Erinnerung an Ludwig Erk | 1983.11 |
| 狐野利久 | パークの崇高論とブレイク | イギリス・ロマン派研究 | (8), 1984 |
| 保健管理センター | | | |
| 清水信介 | 対人恐怖の—心理療法例—治療過程における心像の変遷— | 北海道精神神経学会第64回例会 | 1983.12.11 |
| 清水信介 | 自尊感情と学生生活への適応に関する研究 (その2) | 室蘭工業大学保健管理業績報告 | (12)29-43,
(1984) |

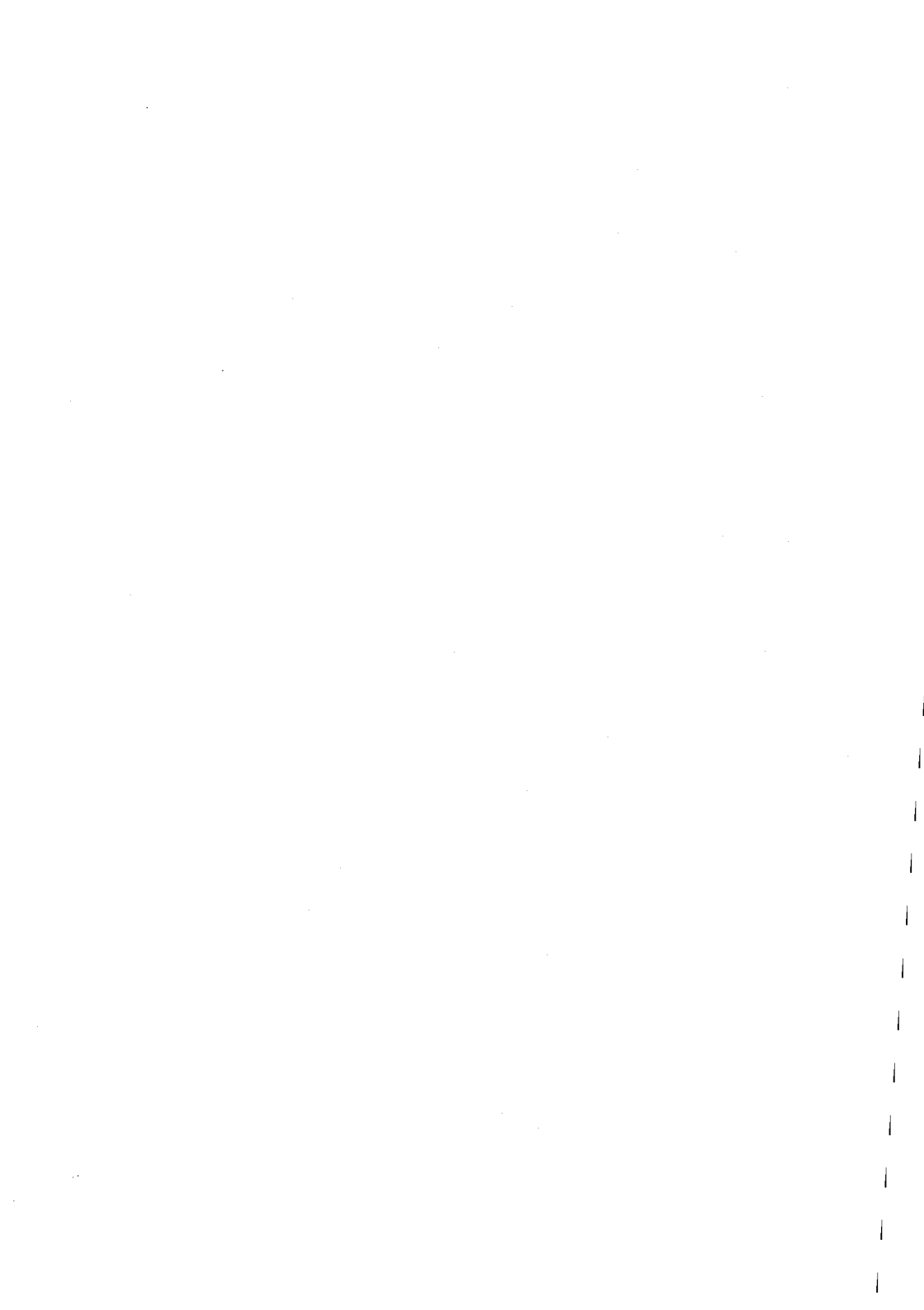
CONTENTS

Cultural Science

Nov., 1984

Whole No. 34

An Inquiry into the Distribution of <i>genitive/simple</i> Form of NP Preceding Another NP	Takeshi Higashi	1
On the Structure of Discourse Deletion in Question-Answer Pairs	Takashi Matsuna	33
The Structure and Function of Simile Sentences	Kunihiko Hashimoto	65
German Popular Poetry	Hachirō Sakanishi	89
Other Achievements in Studies for 1983 by Professors in this Institute		107



昭和59年11月26日 印 刷 (非売品)
昭和59年11月30日 発 行

編 集 兼 室 蘭 工 業 大 学
発 行 所

印 刷 所 (協) 高 速 印 刷 セ ン タ ー

札幌市西区曙2条5丁目

TEL(代) 683-2231

